2018/01/30 発行

水源連だより

SUIGENREN DAYORI NO.79

水源開発問題全国連絡会

〒223−0064 横浜市港北区下田町６－２－２８
電話　045−877−4970　　FAX　045−877−4970
郵便振替　　00170−4−766559
メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
ホームページ　　http://suigenren.jp/

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

11.4安威川ダム現地全国集会

11.5 安威川ダム現地見学会

水源連第２４回総会報告

2017.11全国集会・見学会の様子を収めたビデオもご覧ください。

制作：「ダム問題など河川行政の転換を求める全国集会」大阪茨木実行委員会

==========

短縮URL　　http://urx.blue/IdAN

(短縮URLなので警告が出るかもしれませんが、その下のURLをクリックすると、ビデオを見ることができます。)

石木ダムの状況

～目 次～

・事務局からの報告
・全国集会報告　　シンポジウム「川は誰のものか河川法改正20年！ 河川行政はかわったか？」　1
～大阪安威川ダム計画から考える～　8
・安威川ダム現地見学会（2017 年11 月5 日）　１１
・大阪府の安威川ダムは無意味で愚かなダム事業　１３
・石木ダムの状況　１５
・「公共事業チェック議員の会」との連携　２１
・スーパー堤防（高規格堤防）事業の虚構　２４
・霞ケ浦導水事業の控訴審が大詰めに　那珂川の漁業被害が焦点　２７
・天ケ瀬ダム再開発事業の虚構　３０
・朝日新聞記事「決壊させたい衝動…ダムカレーが熱い 造形に心血注ぐ」への抗議　３３
・2017 開門シンポジウムの報告　３５

事務局からの報告

1. 前号からの経過

1) 全国集会・現地見学会・第 24 回総会

昨年（2017 年）11 月 4 日に大阪府が建設中の安威川ダムに焦点を合わせた全国集会と交流会・懇親会を、翌 5 日に安威川ダム建設工事現場の見学会と第 24 回総会を持ちました。

昨年は河川法が改正された 1997 年から満 20 年の節目の年でした。河川行政に流域住民の意思を反映させることを目指した河川法改正でしたが、今の河川行政は住民を蔑ろにしています。何故そうなってしまったのか、改正の理念を取り戻すにはどうすればよいのかを探る全国集会・総会でした。

二日間の日程は、下記の通り進行しました。（敬称略）

○ 11 月 4 日（土）

- 全国集会
  - ✧ シンポジウム「川は誰のものか　河川法改正 20 年！　河川行政はかわったか？」
    ～大阪安威川ダム計画から考える～
    茨木市クリエイトセンター　多目的ホール

13：30～17 時

1、開会あいさつ　江菅洋一（茨木実行委員会　代表）
2、上映「ほたるの川のまもりびと」（パタゴニア特別限定版ショートフィルム）
3、基調報告　“河川法改正２０年。河川行政はかわったか？”
　　宮本博司（元淀川流域委員会委員長）
4、安威川ダム問題の報告
- 「安威川ダムは役にたつのか」　嶋津暉之（水源連共同代表）
- 「安威川ダム公金差止裁判」　浅野省三（弁護団長）

休　憩

5、パネルディスカッション
“河川法改正２０年、今こそ川を流域住民の手に”
- パネリスト：
  宮本博司、嶋津暉之
- コーディネーター：まさのあつこ（ジャーナリスト）

○ 11 月 5 日（日）

- 現地見学会

8：00～10：30

ダム資料館、地質問題の現地説明（田結庄良昭・神戸大学名誉教授、奥西一夫京都大学名誉教授）

- 水源連第 24 回総会
  11:00～15:00　茨木市福祉文化会館

詳しくは、別掲の「全国集会報告」、「安威川ダム現地見学会」、「第 24 回総会報告」をお読みください。

2）石木ダムの状況

石木ダム関係では相変わらず、長崎県・佐世保市が石木ダム建設工事に執着し、現地の皆さんが心底から中止を要請しているにもかかわらず、工事現場に多数の重機を入れて、付替え道路工事を強行しています。

裁判闘争は事業認定取り消し訴訟が 3 証人の尋問を終え、3 月 20 日で結審になります。工事差止訴訟は侵害されている人格権等についての審理が続いています。1 月 12 日には「こうばるの皆さんと知事との話し合い実現」を求める要請行動が行われましたが、長崎県は「知事に伝える」で終始しました。また、長崎県下では、不要な石木ダム計画のなかで暮らし続けている皆さんの姿を捉えた劇場版「ほたるの川のまもりびと」（山田英治監督　ぶんぶんフィルムズ配給）の先行試写会が開かれていて、どこでも感動を呼んでいます。

詳しくは、別掲「石木ダムの現状」をお読みください。

3）「公共事業チェック議員の会」総会

「公共事業チェック議員の会」は今回の衆議院選挙で議席を復活した元会員議員が再結集する状況になっています。「議員の会」と共同で勉強会を持ち、打合せを密にすることで情報共有と意思の疎通を恒常的に図り、国会、政府への要請、ヒアリングなどを強めていくことを私たちは今総会で確認しました。

12 月 6 日 16 時から「公共事業チェック議員の会」総会が開催され、公共事業改革市民会議として全国の状況を報告するとともに、全く不要な事業遂行のために土地収用法が適用されて強制収用がまかり通っている現状の打開に向けた勉強会などの提案を行いました。水源連事務局からは石木ダム問題と成瀬ダム問題を報告しました。

詳しくは別掲「『公共事業チェック議員の会』との連携」をお読みください。

2. 第 24 回総会報告

総会は茨木市福祉文化会館会議室にて 11 時から西島 和氏の司会で進行しました。

1）「開会あいさつ」

嶋津暉之共同代表が「水源連初代代表である矢山有作氏のご逝去を悼むとともに、矢山氏の遺志を引き継いで現在の厳しい局面を打開するするためにかんばりましょう」と挨拶しました。

2）「議長選出」

総会の議長として、地元から江菅洋一氏、事務局から和波一夫会計が選出されました。

以下、詳しい内容については先にお送りした総会資料集、もしくは水源連ホームページの URL、http://ur2.link/Ibs7 を参照願います、

3）「事務局からの報告」

遠藤保男事務局長が配布資料に基づいて下記の順に報告しました。

- 今年の取組み
  - ✧ 石木ダム
  - ✧ 各地の河川開発事業反対運動等への支援活動
  - ✧ 「水源連だより」、水源連ML、水源連ホームページの発行・運営
- 水源連関係団体の活動
  - ✧ 裁判の係争中のダムへの取り組み
  - ✧ 住民側が敗訴した事業中のダムへの取り組み
  - ✧ かけがえのない自然や地質遺産を守る取り組み、環境アセスをただす取り組み
  - ✧ ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダムへの取り組み
  - ✧ 地域が育んできた「流域治水」の発展的活用の提案
  - ✧ その他の事業中のダムへの取り組み
  - ✧ 政権交代による「コンクリートから人へ」の政策転換への反作用に抗しての取り組み
- 公共事業改革市民会議関係
- 「公共事業チェック議員の会」との連携

4）「各地からの報告」　（各地からあらかじめ報告された原稿に基づいて）

（地元の報告者が参加していない場合は水源連事務局が代わりに報告）（敬称略）

北海道　　サンルダム、平取ダム、当別ダム	嶋津
成瀬ダム	奥州光吉
鳥海ダム	嶋津
思川開発	高橋比呂志
八ッ場ダム	神原禮二（ウナギと利根川のパンフレット、江戸川スーパー堤防問題、鬼怒川水害に言及）
荒川調節池	嶋津
霞ヶ浦導水事業	嶋津
砂防ダム	和波
設楽ダム	市野和夫
長良川河口堰	武藤　仁　（導水路、内ケ谷ダムにも言及）
木曽川水系連絡導水路	小林　収
川上ダム	嶋津
天ヶ瀬ダム	嶋津
安威川ダム	江菅洋一、畑中孝雄
城原川ダム	遠藤
立野ダム	中島康（朝倉市水害は拡大造林が原因。人工林の根は横に張る）
石木ダム	遠藤「石木ダムを中止させるための水源連の取り組み」で報告

5）「討議資料の説明と意見交換」

配布資料の下記目次に従って嶋津共同代表が説明し、まとめて質疑応答、意見交換を行いました。

討議資料に掲載されている資料はダム関係のみならず最近の水行政・河川行政の問題を知るうえで貴重なものです。どうぞ、ご活用ください。

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
１、ダムをめぐる経過と現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
２、利水問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
３、治水問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
４、ダム建設業界の延命策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
５、ダム等の水源連開発施設の環境問題　・・・・・・・・・・・・・・・・９５
６、水道民営化問題・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７

○　意見交換抜粋

①　ダムを巡る経過と現状

ダム検証では声を出せる場所があまりにも少なかった。
→　オーフス条約批准を急ごう！
基本高水に依拠しない治水への変換を

②　利水問題

フルプラン　具体的な水需要がないにもかかわらず延命を図っているから、内容が抽象的になっている。
想定した水需要が伸びず、水余りになっていても、ダム等にかかった経費は負担を強いられている。
人口減少が進んでいるからか、最近は大きな渇水騒ぎにはならない。
苫田ダムは土地収用法を適用して完成させたが、水需要は反対派の主張通り伸びていない。
（反対論を無視して）ダムを造ったものの、実際にはその開発水が使われていない「無駄なダム」の実態を調査しよう。

③　治水問題

雄物川　成瀬ダム事業にこだわる一方で、中下流域では堤防整備がひどく遅れている。流下能力を上げる工事はしているが、ほんの一部である。合流点等、支流を含めたきめの細かい改修が必要。大手の建設会社でなくてもできる。
鬼怒川　若宮戸地区の溢水は河川区域に指定していなかったことがそもそもの問題。一部、下流より堤防高が低かった。
近年の氾濫災害は流域管理の責任放棄によるものだ。山林に手を入れていない、間伐をしていない、河床の堆積土砂を浚渫していないなど目に余る。ダムに金をかけてい

るから手が回らない。

④ ダム建設業界の延命策

治水・利水両面で新規ダム不要が明らかになった。

ダム再生ビジョンはダム建設業界の延命策でしかない。

⑤ ダム・堰による環境問題

撤去は荒瀬ダムのみで、2017 年度に終了する。

川辺川にあった板木ダムは雨で壊れた。老朽化したダムの排除から進めよう。

水需要が減少してきているので、取水堰の運用改善が可能であり、ウナギが住みやすい川にすべきである。

⑥ 水道民営化

民営化の推進に向けて、公共施設党運営権方式（コンセッション方式）導入のための水道法改正案が継続審議となっているが、立憲民主党ができたこともあり、国会でも論議できるようになるのではないか。

6) 「私たちの課題・新年度の方針」

事務局から以下の提案がなされ、総会で承認されました。

石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。

下記の課題の克服を目指します。

- ✧ 河川行政等への住民参加の道が閉ざされている。
- ✧ 土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
- ✧ 行政訴訟の事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題
- ✧ 司法が機能せず、行政裁量権をほぼ無限大に容認している現状

河川行政の抜本的な改善

ダム・スーパー堤防等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政を根本から変え、耐越水堤防の普及など、洪水から生命を守る真に有効な治水対策を求めていきます。

ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。

もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を投入する時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンします。

国会、政府対応

- ✧ 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図り、国に政策転換を求めます。
- ✧ ダム中止後の生活再建支援策を国・地方自治体に求めます。

ダム問題を広く知っていただくために

これまで通りの「水源連だより」、水源連ＭＬの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。

今年度の運営体制（案）

- ✧ 顧問　　藤田　恵
- ✧ 共同代表　嶋津暉之、遠藤保男
- ✧ 事務局長　遠藤保男
- ✧ 会計　　和波一夫
- ✧ 会計監査　川合利恵子

7）「石木ダムを中止させるための水源連の取り組み」

事務局から「各地からの報告　石木ダム」の報告とともに以下の提案がなされ、承認を受けました。

何と言っても、13 世帯皆さんの生活の場を奪ってしまう行政代執行ができない状況づくりです。

○ 石木ダム建設絶対反対同盟の状況に応える。

① 現地工事中止要請行動の支援
- ✧ 支援行動の具体的イメージ
- ✧ 支援行動実践体制の構築

② 国、長崎県、佐世保市、川棚町への石木ダム中止・強制収用断念要請
③ 直接の要請行動、はがき・手紙等での意思表示、署名活動・・
④ 公共事業改革市民会議等の関係団体への協力要請
⑤ 公共事業チェック議員の会との連携
⑥ 田んぼオーナー募集、署名活動など現地活動の支援
⑦ 世論形成
- ✧ マスコミ投書欄の活用
- ✧ 街頭活動
- ✧ ミニ集会
- ✧ 先行事例：川棚町民対象勉強会、佐世保市民対象水問題勉強会
- ✧ 映画「ほたるの川のまもりびと」鑑賞呼びかけ、上映会開催

8）石木ダム問題が提起している問題

① 事業の見直し、異議申立の有効な手段がない。
→意思決定過程への住民参画が必要→オーフス条約の批准

② 事業認定申請が強制収用、行政代執行に直結している。
→事業認定があまりにも一方的で、財産権以外の人格権侵害に対応できない。
＝土地収用法の抜本的改正
→収用委員会では事業の是非を問うことができない
＝2002 年の土地収用法の改悪を抜本的に見直す。

③ 土地収用法を適用したダムは、その必要性が破綻している。
事例：徳山ダム、苫田ダム、川辺川ダム、内海ダム再開発
少なくともダム新設は不要なので、土地収用法適用事業からはずす。

④ 事業進行を止める手立てがない
→事業認定執行停止が認められず、事業認定取消し訴訟係争中に事業が進行する。
＝行政事件訴訟法の「係争中の執行不停止の原則」の撤廃

9）事業認定取消訴訟、工事差止め仮処分申立ての支援

工事差止訴訟の原告募集継続。

準備書面等の作成を支援する。

弁護団会議に参加　　（スカイプ参加も含めて）

口頭弁論・審尋の傍聴

進行状況について水源連ホームページに掲載し、全国への共有化を図る。

共有地運動に協力いただいた皆さんには「こうばるからこんにちは」で情報共有を図る。

10）「石木ダム問題に関する特別決議」採択

総会の最後に、遠藤が昨年に引き続いて「石木ダム問題に関する特別決議」案を提起し、全員の拍手でこれを採択しました。

水源連第 24 回総会「石木ダム問題に関する特別決議」

2009 年 11 月に「反対派地権者との話し合いの促進」を掲げて事業認定を申請した長崎県と佐世保市は、３回にわけてすべての土地と１３世帯の住居について収用・明渡裁決を申請し、すでに第１次の４件の農地を収用し、次に第２次の４軒の住居を含む物件の収用・明渡採決決定と、第三次の住居 9 戸を含む残地すべての収用・明渡採決決定がなされるのを待っています。この事態は、事業認定申請時に事業者が掲げた目的「話し合い促進」から著しく逸脱しています。「話し合いの促進」は地権者を欺くための虚言であったことは明らかです。それにもかかわらず、地権者の徹底抗戦によって長崎県と佐世保市は立ち往生しており、現状は事業者にとって想定外の事態になっています。

長崎県は、これまでに土地収用法を適用した公共事業用地の事例はありますが、収用委員会の採決を経ることなく、用地を手に入れてきました。これは地権者が「今のうちに手を打たないと大損をするぞ！」と県に言われて、止む無く受け入れたことによるものです。

石木ダムの場合は全く違います。「金ではない。無駄な石木ダムのために住み慣れた、何代も続く我が家を手放すことはできない。たとえ家屋を取り壊されても、掘っ立て小屋を建てて住み着く。無駄な石木ダムは造らせない。私たちはただ、ここでの生活を続けたいだけだ。」と、13 世帯のみなさんは徹底抗戦を言明しています。その思いは、ダムに関連する付替道路工事に対する、連日の中止要請行動に示されています。

長崎県はこのような事態、13 世帯皆さんと支援者による無駄な石木ダムへの徹底抗戦になることを想定できていたのでしょうか？

長崎県と佐世保市は、こうばる 13 世帯の住民の声を真摯に聞くときに来ています。

このままでは、13 世帯の家屋を強制的に取り払うための行政代執行に行く道しか残らなくなり、強権力で住民を踏みつける県と市は、世論から怒りの声の集中砲火を浴びることは必至です。13 世帯の住民の声を真摯に聞くことで、石木ダムへの固執が、取り返しのつかない人格権侵害に行きついてしまうことを長崎県と佐世保市は理解しなければなりません。

私たちは長崎県と佐世保市に、13 世帯の住民の声を真摯に聞くことを求めます。
そして行政代執行に行く道を閉ざすことを求めます。
私たちは全国の仲間とともに全力を挙げて、行政代執行を食い止めます。

2017 年 11 月 5 日　　水源開発問題全国連絡会第 24 回総会

―全国集会報告―
シンポジウム「川は誰のものか 河川法改正20年！河川行政はかわったか？」
～大阪安威川ダム計画から考える～

2017年11月4日(土)　茨木市福祉文化会館

本シンポジウムには155名の方の参加があり、満席となりました。次のプログラムで進行しました。

（敬称略）

司会　畑中孝雄(茨木市民運動連絡会)

1　開会あいさつ　江菅洋一(安威川ダム反対市民の会)
2　上映「ほたるの川のまもりびと」(パタゴニア特別限定版ショートフィルム)
3　基調報告　「河川法改正20年。河川行政はかわったか？」
　　宮本博司（元・淀川水系流域委員会委員長）
4　現地からの報告
　　・「安威川ダムは役にたつのか」　嶋津暉之(水源連共同代表)
　　・「安威川ダム公金差止裁判」　浅野省三(弁護団長)
5　パネルディスカッション
　　「河川法改正20年、今こそ川を流域住民の手に」
　　宮本博司、嶋津暉之、まさのあつこ（ジャーナリスト）
6　閉会あいさつ　遠藤保男（水源連共同代表）

安威川ダム問題についての報告は別稿をお読みいただくとして、「河川法改正20年！　河川行政はかわったか？」についての基調報告とパネルディスカッションの要点を記します。

「河川法改正20年！」を取り上げた理由

今回、このテーマを取り上げたのは1997年の河川法改正で市民と河川行政の関係が根本から変わるはずであったと考えるからです。

1990年代前半までは市民の存在を無視した河川行政がまかり通ってきました。河川は「お上」（行政）が管理するものであり、市民の意見を聞く必要は一切ないとされてきました。しかし、1990年前後からのダム・河口堰の反対運動が大きな盛り上がりを示してきました。とりわけ、1995年の長良川河口堰運用開始に対する国民の怒りが大きなうねりとなり、河川行政の改革を求める国民の声が高まりました。その声を背景として、1997年に河川法の改正が行われました。

改正の趣旨の一つは、市民とともに河川のあり方を考えていくというものでした、法律の記述は不十分ですが、当時の河川局長が国会で「言いっ放し、聞きっ放しというのでは全く意味がない。・・・・まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」と答弁しており、市民の意見を河川行政に反映していく趣旨が盛り込まれました。もう一つは河川環境の保全を目的に加えたことでした。

実際に、淀川水系流域委員会では改正の趣旨を具現化する取り組みが行われ、2005年には当時、淀川水系で計画中であった5ダムの中止を求める提言が行われました。また、全国的

にも 1990 年代後半から一部のダム事業は中止されるようになりました。

しかし、その後、市民の参加に道を閉ざす河川行政に再び戻るようになりました。淀川水系についても近畿地方整備局は 5 ダムのうち、3 ダムを推進する方向に変わりました。

2009 年の民主党政権による全国のダム見直し声明は、ダム反対運動の総仕上げとして多くのダム事業がストップされるはずであったのですが、国土交通省の河川官僚は巧妙に立ち回って、ダム検証を逆に推進のお墨付きを与えるシステムに変えてしまいました。ダム検証によって、問題になっているダム事業のほとんどが推進されるようになりました。

この河川行政の変遷の背景に何があるのか、河川法改正の趣旨に立ち返って、市民とともに河川のあり方を考える河川行政に変えていくにはどのような取り組みが必要なのかがこのシンポジウムのテーマでした。

国交省の技官であった宮本博司さん

宮本さんは次のとおり、1990 年代から 2000 年代にかけて上記の河川行政の渦中にあった方です。

1990 年	苫田ダム工事事務所の所長
1994 年	長良川河口堰建設所の所長
1995 年	建設省開発課の開発調整官
1999 年	淀川河川事務所の所長
2004 年	近畿地方整備局河川部長
2006 年	国土交通省を退職
2007～8 年	淀川水系流域委員会委員長

苫田ダムも長良川河口堰も住民の強い反対運動があり、宮本さんはそれぞれの所長時代に建設省に対する非常に根深い不信感、世論からの非常に強い批判を、身をもって経験し、河川行政に対する不信感をなくしていくにはどうすればよいのか、河川行政の変革を企図するようになりました。

水源連のメンバー数人が 1996 年にたまたま建設省開発課の宮本博司さんたち３人と意見交換をすることがありました。その時の次の言葉が強く印象に残っています。

「今までの河川行政は閉鎖的であったけれども、これからは住民に開かれた河川行政を進めなければならないと考えている。私たち３人はその同志である。」

この言葉通り、宮本さんたち、河川局内の有志が牽引車となって、1997 年に河川法の改正が行われ、市民参加の道が開かれる

（「大阪府安威川（あいがわ）の治水を考える流域連絡会」

ようになったのです。

しかし、上述の通り、2000 年代後半あたりから、その流れは反転し、強権的な河川行政がまかり通るようになりました。

河川行政の流れを再び変えるために

しかし、何としても 1997 年河川法改正の原点に立ち返って、住民の意見が反映される河川行政に、さらに河川環境の回復に重きを置く河川行政に変えていかなければなりません。どうすれば、そのように河川行政に変えることができるかについてディスカッションが行われました。

河川行政の反動化の要因は四つあります。

ⅰ　河川官僚の変質、先祖返り

ⅱ　政治そのものの反動化

ⅲ　マスコミの体制化

ⅳ　河川・ダム関係の市民運動の停滞

ⅰについては私（嶋津）は現在も国会議員を通じて国交省の河川官僚とやり取りすることもありますが、その印象では河川官僚の大半はまじめであり、悪意を持って仕事をしているとも思われません。しかし、宮本さんのように今の状況を変えようという気概を持つ人は見かけません。どうしたら、そのような河川官僚が現れるのでしょうか。

ⅳは市民側自身の問題であって、河川・ダム関係の市民運動の停滞も河川行政の反動化を作り出している要因であると思います。

1990 年前後から全国に広まったダム・堰反対運動は熱気があり、多くの若者も参加しました。そのうねりが河川法改正の動きを作り出しました。そして、河川法改正後、しばらくの間はその熱気が続き、その勢いで 2009 年のダム見直し声明に至り、それが暗転するのですが、しかし、今は 1990 年代から続いたそのような勢いは残念ながら、失われてきています。

河川・ダム関係の市民運動が再び、勢いを持つことが今の状況を切り開くものであると思います。それが大きく動けば、政治もマスコミもそれに追随し、さらに河川官僚の中にそれに答える動きが出てくるかもしれません。

客観的には河川行政を変える材料はそろってきています。

○　時代が変わり、人口縮小社会になって水需要が減り続ける時代になり、新規ダムの必要性がなくなり、既設ダムの見直しも可能になってきました。

○　鬼怒川水害でも明らかになったように、治水ダムの限界が露呈し、流域住民の生命と財産を本当に守ることができる治水の手法（耐越水堤防など）が明確になってきました。

○　石木ダム予定地の住民の生活を奪う強制収用は現在の河川行政への国民の怒りを点火するものになりつつあります。

○　荒瀬ダムの撤去で球磨川の自然を大きくよみがえり、川の自然を取り戻そうという国民の声が大きくなってきています。

このように明白な事実を世に訴えて、自然の回復を目指し、流域住民の生活と財産を本当に守ることができる、そのような河川行政に変えるべく、私たち市民が頑張らなければなりません。再び、若い人たちも参加する運動をつくっていくことが閉塞した河川行政に風穴を開ける力になると思います。　　（文責　嶋津暉之）

安威川ダム現地見学会（2017 年 11 月 5 日）

安威川ダムは大阪の市街地に建設される特異なダムで、総貯水容量が 1,800 万㎥もあり、補助ダムとしてはかなり大きいダムです。他のダムと同様に、工期の延長と事業費の増額が繰り返されてきていて、工期は当初の 2008 年度完成が 2023 年度まで 15 年間も延長され、事業費は当初の 836 億円から 1,536 億円へと、約２倍になりました。事業費の大幅増額を引き起こしてきた主たる要因はダムサイトの地質が非常に脆弱であるため、その対策工事が膨れ上がってきたことにあります。現地見学会はこの地質問題をテーマとしたものでした。

見学会ではマイクロバスでダムサイトにあるダム資料館に行き、そこで、最初に大阪府安威川ダム建設事務所の責任者から安威川ダム計画の概要の説明があった後、国土問題研究会の専門家のお二人から安威川ダムの地質問題について詳しい解説をしていただきました。専門家は田結庄（たいのうしょう）良昭・神戸大学名誉教授と奥西一夫・京都大学名誉教授です。田結庄氏がダムサイトの地質問題、奥西氏がダム湛水域の地質問題についてお話しされました。

安威川ダムのダムサイト予定地：地盤の掘削工事が行われている（11 月 5 日）

ダムサイトの地質問題の要点は次のとおりです。

「ダムサイト付近は断層が多く、岩石の風化も顕著でＤ級、ＣＬ１級というダムに不適な軟岩も多く分布しており、ダム建設には適していない。また、断層付近には破砕帯が広く分布するほか、破砕幅も広く、断層に沿ってくさび状にＣＬ１級以下の岩盤が深

部まで存在し掘削が困難でさらに雨水も浸透する。しかも、断層が流れ盤で、大規模に崩落する可能性かある。

しかし、対策工事ではダムサイトでの重要な断層を否定したり、基盤の軟岩の存在を無視したり、さらに水密性についても問題がないと指摘するなど対策が十分されておらず、ダム建設上大きな疑問が残っており、再検討すべきである。」

田結庄氏によるダムサイト地質の説明図

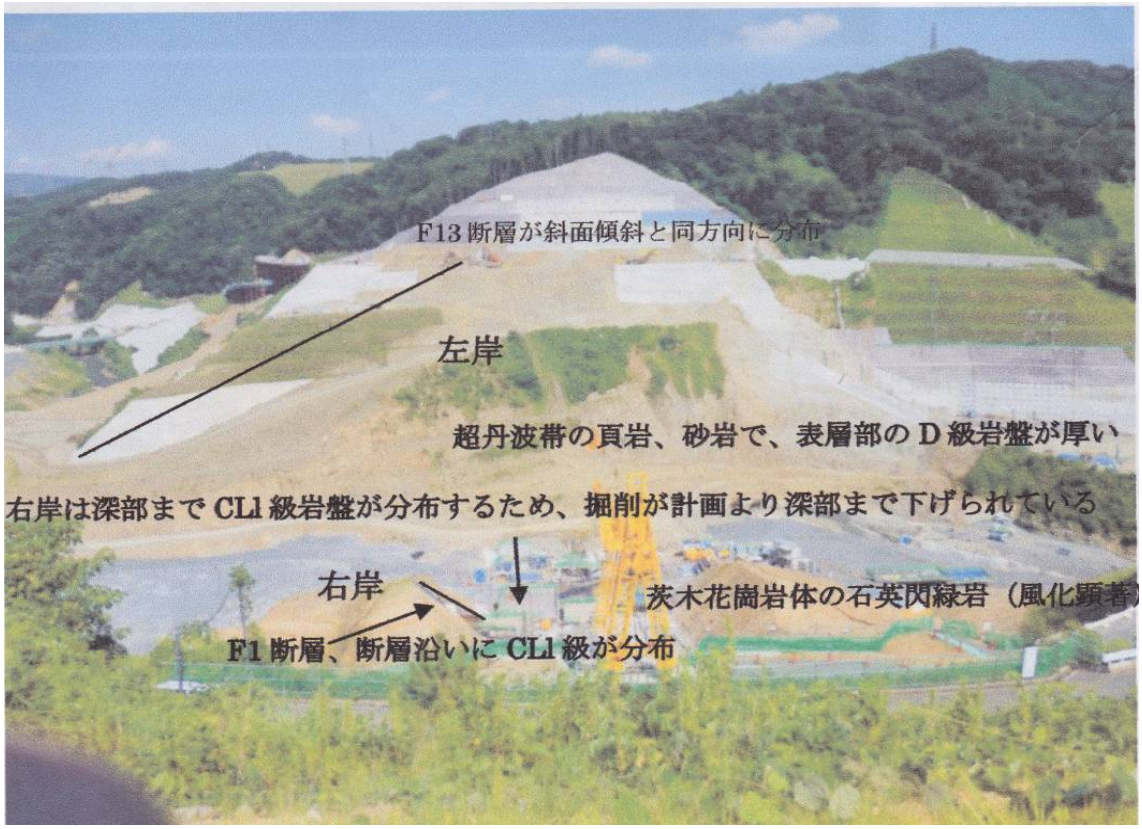

このダムサイトの近くに活断層とされる馬場断層がありますので、地質上の様々な問題が生じてくることは当初から予想されていたことです。

安威川ダムは大阪の市街地の頭上に建設されるものであり、もしダムが崩壊すれば凄まじい被害をもたらすことになります。専門家のお話を聞いて、このように将来に大きな禍根を残すダムは造ってはならないと思いました。

（文責　嶋津暉之）

田結庄氏の説明資料より

大阪府の安威川ダムは無意味で愚かなダム事業

安威川ダムは大阪府が茨木市に建設しようとしている治水を主目的とするダムです。大阪の市街地に建設される特異なダムで、総貯水容量が 1,800 万㎥もあり、補助ダムとしてはかなり大きいダムです。

他のダムと同様に、工期の延長と事業費の増額が繰り返されてきていて、工期は当初の 2008 年度完成が 2023 年度まで延期され、事業費は当初の 836 億円から 1,536 億円へと、約２倍になりました。

安威川ダムへの公金支出差し止めを求める裁判が 2014 年から進められています。

裁判の争点は、①ダムサイトの岩盤がぜい弱でダムの安全性が保証できないのではないか、②治水上の必要性が本当にあるのか、ダムが役に立つのかです。

後者の治水問題に関しては嶋津が原告弁護団への技術的な支援を担ってきており、2017 年 11 月 4 日のシンポジウム「川は誰のものか。河川法改正 20 年。河川行政はかわったか」でもその報告を行いました。その要旨は下記のとおりです。

なお、この報告に使ったスライド「安威川ダムは役に立つのかを」を水源連のＨＰ http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2017/11/ab15336ac427c8466b025be452b8a39d.pdf に掲載しましたので、ご覧ください。

安威川ダムがあっても１/100 の雨で安威川・神崎川流域の大半のところが氾濫

安威川ダムの治水問題で最も重要な問題は、100 年に１回の降雨による洪水への対応で安威川ダムが必要とされているものの、実際には１/100 の降雨があると、安威川ダムがあっても、安威川・神崎川流域の大半のところが氾濫してしまうことです。

（安威川は下流の神崎川につながっていて、一連の川ですので、安威川・神崎川と呼ぶことにします。）

安威川ダム下流の安威川・神崎川流域の大半は低地部であって、内水氾濫域です。内水氾濫域は降った雨がはけ切れずに溢れる地域で、川からの越水による氾濫ではないので、安威川ダムで川の水位を下げても氾濫を防ぐことができません。そのことは裁判で被告の大阪府も認めました。

内水氾濫域については河川整備計画では１/10 の雨量に対応するために整備を進めることになっていますので、１/100 の雨が降れば、安威川ダムがあっても確実に氾濫します。

また、安威川・神崎川の支川の多くは、１/10 の雨量に対応するために整備を進めることになっており、整備が完了しても１/100 の雨が降れば、やはり氾濫します。

したがって、安威川ダムが完成しても、１/100 の雨が降れば、安威川・神崎川流域の大半のところで氾濫することになります。

１/100 の雨に対応するために、安威川ダムが必要とされていながら、実際には安威川ダムができても、下図のとおり、流域の大半で氾濫することになります。

1,536 億円という巨額の公費を使ってダムを建設しても、目的とする１/100 の降雨への対応ができないのですから、何のためにダムをつくるのか、わかりません。

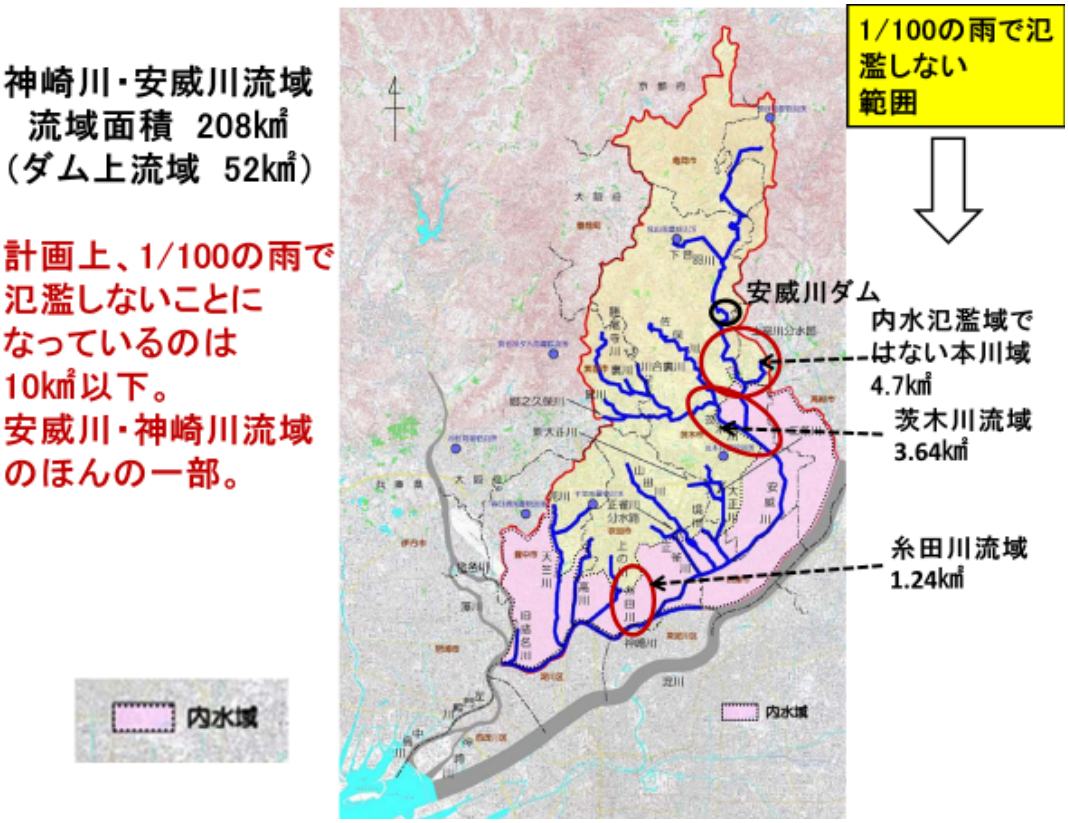

さらに、治水に関しては次のような問題もあります。

○ 過大な洪水目標流量

ダム推進のために、来る可能性がほとんどない、極めて過大な 洪水目標流量 1,850 ㎥／秒（相川基準点）が机上の計算で設定されており、実際の 1 /100 流量は河道整備で対応できる 1,250 ㎥／秒を下回る可能性が高い。

○ 耐越水堤防工法の導入で安全度が飛躍的に上昇

耐越水堤防工法を導入すれば、安威川・神崎川の流下能力が飛躍的に大きくなり、大洪水への対応が可能となるだけでなく、仮にそれを超える洪水が来ても、壊滅的な被害を防ぐことができるようになる。しかし、有効な治水対策である耐越水堤防工法がダム事業の推進のために表舞台から消されている。

○ 現実と全く乖離した水害被害額の想定でダム推進

安威川・神崎川流域の実際の水害被害額（水害統計）の 166 倍という被害額の架空計算から安威川ダムの費用便益比が求められ、それが安威川ダム推進の根拠となっている。

○ 必要な河川管理を疎かにする大阪府

大阪府は治水効果が乏しい安威川ダムの建設ばかりに力を入れ、流域住民の安全を守るために必要な河川管理を疎かにし、河床堆積土砂の撤去に取り組んでいない。

このように無意味で愚かなダム事業は中止されなければなりません。安威川ダムの建設を中止させ、流域住民の安全を真に守ることができる治水対策の実施と河川管理を大阪府に求めていくことが必要です。

（文責　嶋津暉之）

石木ダムの状況

1） こうばる現地の状況

昨年８月 17 日 10 時からの石木ダム工事事務所における２回目の「知事との面会を求める話し合い」が石木ダム事務所でありました。県は、「地権者とは個別に合う」「工事は明日から再開する」を譲らなかったため、13 世帯の皆さんは、「きょうの話を持ち帰って検討するので、次の話し合いの場まで工事を中断してほしい」と要請しましたが、「話合いと工事は別」と県は要請を聞き入れませんでした。

2017/12/25　長崎文化放送　テレビ画面より

「知事に会って今の実情を訴え知事の考えを聞きたい。」たったそれだけの 13 世帯皆さんの思いを長崎県は拒否したのです。

それから現在まで、長崎県は工事現場に大型重機をたくさん導入して、現地皆さんの身を挺した阻止行動を 20 余名の県職員が取り囲んで、付け替え道路工事を強行しています。

この間、９月 29 日、長崎地方裁判所佐世保支部は、長崎県が石木ダム建設予定地に居住する者を含む１９名に対して申し立てた通行妨害禁止仮処分につき、１０名の通行妨害禁止を命ずる仮処分決定をし、残る９名について仮処分申立を却下しました。

抗議行動を進める県内７団体は 10 月３日に「県は、今回、約半数の当事者について却下されたことを真摯に反省するとともに、これまでの強行姿勢を改め、速やかに工事を中断して、石木ダム事業に反対する人々に対して説明を尽くす機会を作るべきである。私たちはこれからもあらゆる場所・場面において反対意思を表明する決意である。」という趣旨の**「妨害禁止仮処分決定に対する声明」**を発表し、これまで通りの工事阻止闘争を続けています。

（第３種郵便物認可）　2017年9月20日(水)　長崎

県、石木ダム〝警備〟増員

道路工事 反対派「異常」と批判

車両の周囲に座り込む反対派と、説得する県職員
―2017年９月14日、川棚町

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は付け替え道路工事現場の〝警備〟の職員を増やした。反対派による頑強な抗議運動への対抗措置だが、工事は思うように進展していない。反対派は「こんな異常な公共工事はない」と批判を強めている。

県は、現場で抗議を続ける反対派と話し合うため、7月末に工事を中断。反対派が求めた中村法道知事との面会を巡って2度協議したが決裂し、8月22日から工事を再開した。それまで現場入り口付近で抗議していた反対派はこれ以降、現場内の工事車両の周囲で座り込みをしている。

県職員は連日、座り込みを解くよう説得するが、反対派が動かず、110番通報。警察の仲介で両者は現場からいったん離れるが、警察が帰ると再びにらみ合う。この1カ月間、そんな状況が繰り返されている。反対派によると、職員が住民の座っているいすを抱え、強引に移動させることもあったという。

県によると、工事再開後は以前の倍以上の20人前後の職員を常時配置。現地事務所員だけでは足りず、本庁や県県北振興局などから動員している。

しかし、7月末に搬入した大型ショベルカー2台は阻止行動を受け、ほぼ動かせないまま。小型の車両数台を動かし、少しずつ工事を進めるが、県石木ダム建設事務所の有吉正敏所長は「作業ベースが上がらず、進捗は2割に満たない」と説明する。

職員の増員については「反対派の方々が立ち入り禁止の場所に入って来て作業ができない。その妨害を取り除くために人数を掛ける必要がある」と話した。

これに対し住民の一人は「公共工事は地元の同意が原点。知事との話し合いを求める意思を示すためにも抗議を続けるしかない」と話す。（熊本陽平）

2017/9/20　長崎新聞

①　工事差止訴訟

不要な石木ダム建設事業によって被る人格権侵害をつまびらかに立証する作業が不可欠です。９月 19 日の第２回口頭弁論では、治水・利水両面で不要であることを弁護団が陳

2）　裁判の状況

工事差止訴訟と事業認定取消し訴訟、二つの裁判闘争が闘われています。

←2017/2017/9 月 19 日
NHK 長崎　ニュースのテレビ画面より

述するとともに、治水・利水・手続き（覚書違反）・失われる利益について準備書面を提出しました。

11 月 13 日の第 3 回口頭弁論では、被告長崎県と佐世保市が反論を提出しました。その内容は、「石木ダムによって 13 世帯居住民が移転を余儀なくされるが、財産権の保障がなされる。それ以上を求めることは土地収用法の否定につながる」という人格権を全く理解できていない許しがたいものでした。1 月 22 日の第 4 回口頭弁論で、原告側はその反論を提出します。

② 事業認定取消し訴訟

事業認定取消し訴訟は 9 月 4 日の第 8 回口頭弁論で、治水・利水面から見た石木ダムの必要性についての原告・被告双方の主張が一通り終えたとし、起業者である長崎県（治水面）、佐世保市（利水面）の担当者と、事業認定審査過程で石木ダムの水源開発を是とする意見書を提出した 2 名の学識経験者に対する証人尋問の準備を進めることになりました。

10 月 31 日の第 9 回口頭弁論で、具体的な証人尋問日程が決まりました。

2017/12/25　長崎文化放送　テレビ画面より

- 12 月 5 日
  長崎県治水担当者 長崎県土木部河川課　浦瀬俊郎企画官
- 12 月 25 日
  佐世保市利水担当者　田中英隆氏
- 2018 年 1 月 9 日
  利水意見提出者；首都大学東京特任教授　小泉　明　氏
  長崎地裁での尋問は拒否。首都大学東京南大沢キャンパスで出張尋問
- もう一人の利水意見提出者、東京大学教授　滝沢　智氏
  証人尋問出席拒否。

➢ **長崎県治水担当者・長崎県土木部河川課　浦瀬俊郎企画官　尋問**

12 月 5 日 13 時半～17 時：長崎地方裁判所にて

- ①計画規模１／１００年としたことについて（田篭弁護士担当）、②計画規模１／１００年の基本高水流量を 1,400m³/秒としたことについて（緒方弁護士担当）、③石木ダムがあることによる治水上のメリットの有無について(平山弁護士担当)、などを質しました。
- 回答は、下記の繰り返しでした。
  - ✧ 昭和33年までが既往最大値として昭和31年洪水を採用
  - ✧ 昭和50年に既往最大値から超過確率に替えた。費用対効果と妥当投資額から、超過確率１／１００年の洪水とした。
  - ✧ 平成17年に超過確率１／１００年を確認した。
  - ✧ １／１００は、長崎県が平成11年に策定したルールに従った。
  - ✧ 昭和５０年当時の河道の想定氾濫面積内について諸項目を評価した結果、１／１００であることを確認した。
  - ✧ 山道橋地点の計画高水流量（1,130㎥／秒）は、1020㎥／秒（当時の流下能力）～基本高水流量1320㎥／秒（野々川ダム調節後）のなかでの一番事業費が少なくなる組み合わせを選んだ結果、1130㎥／秒とした。
  - ✧ （平成１７年の川棚川水系河川整備基本方針は）昭和33年から進めてきた「ダムと河道の組み合わせによる治水」を基本にしている（＝治水目標規模1/100年）。
- 2009 年の河川法改正でこれまでの工事実施基本計画を河川整備基本方針と河川整備計画に分離して策定することになりましたが、長崎県は「川棚川の治水は昭和 33

年から進めてきた『ダムと河道の組み合わせによる治水』を基本にしている」として昭和 50 年に決めた計画規模 1／100 年を科学的に見直すことはしていないことが分かりました。これまで何度か見直しの機会があったものの、「石木ダムありき」でしかなかったことが確認できました。

- **佐世保市利水担当者　　田中英隆氏　尋問**

12 月 25 日 10 時～17 時：長崎地方裁判所にて

- 水需要予測の生活用水関係（八木弁護士担当）、業務営業用水関係（毛利弁護士）、負荷率・不安定水源（高橋弁護士担当）について質しました。
- 佐世保市の水需要予測策定経過について実態を明らかにするうえで極めて重要な証人尋問であるという期待を原告・代理人・支援者は抱きましたが、質問に対する証人の回答は、知らない、覚えていない、記憶にない、の連続でした。
- 慣行水利権を認可水源として申請することも、慣行水利権を許可水利権に切り替えることも検討したことがないと証言しました。
- 佐世保市が不安定水源としてゼロ評価している相浦川の慣行水利権水源について、当方は 2007 年度渇水において「安定水源」以上に安定取水できていたことを示したうえで、「取水が安定していなかったとデータで示せるのか？」と質したところ、「わからない」と答える始末でした。右の新聞記事を参照ください。

不安定水源、根拠示さず

石木ダム訴訟　佐世保市職員を尋問

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業の反対地権者109人が国に事業認定取り消しを求めた行政訴訟の第11回口頭弁論が25日、長崎地裁であり、同市が水需要予測を策定した際の責任者を証人尋問した。

市が不安定水源としている川からの取水について、原告側は「取水が安定していないというデータを示せるのか」とただしたが、市職員は「分からない」などと根拠を示さなかった。

市保有の水源は10万5500トン。市側は、水道法で認可されている安定水源が7万7千トン、残り2万8500トンは「取水量が安定せず（同法で）認可されていない不安定水源」と主張。将来的には水源11万7千トンを見込み、安定水源以外の4万トンを石木ダムで補う計画を示している。

原告側は不安定水源について「継続的に取水している実績があり、国に申請すれば安定水源として認めてもらえるのではないか」と指摘した。次回は来年1月9日。（熊本陽平）

2017.12.26 長崎新聞

- 佐世保市水道が求める「石木ダムの水源確保」も、治水と同様、「石木ダムありき」であることを明白にすることができました。

- **利水意見書提出者；小泉　明・首都大学東京特任教授　尋問**

2018 年 1 月 9 日 11 時～13 時半　首都大学東京　南大沢キャンパスにて

長崎地方裁判所から裁判官 3 名と書記官 1 名、原告側から代理人 4 名・水没予定地居住原告 4 名・そのほか原告 2 名計 10 名、被告側 8 名による、小泉　明氏への証人尋問でした。

高橋弁護士が尋問の目的を明らかにした上で、水需要予測の生活用水関係（八木弁護士担当）、業務営業用水関係（毛利弁護士）、負荷率関係（高橋弁護士担当）について質しました。

- 自分に求められた役割は需要予測の手法が妥当かどうかであり、それを判断したに過ぎない。
- そのやり方で出てきた数値には関知しない。

として、各論の具体的な内容についての尋問への回答は事実上拒否したのです。
そして、

- 余裕をもって予測することは必要。水が足りないと佐世保市の経済は発展しないのだから。

と持論を展開。

- 高橋弁護士から、「経済発展のためには、より多くの水があった方がいい。そのためにダムを造りましょうと言われる。しかし、そこに住んでいる 13 世帯の人たちを追い出して…というのは少し乱暴ではありませんか？」と問われると、やや時を置いて、「まあ、そうですね。」との回答でした。

3)　共有地権者による要請行動

残る土地と家屋のすべてを対象とする第 3 次収用裁決申請を長崎県と佐世保市か長崎県収用委員会に提出したのは 2016 年 5 月 11 日でした。共有地権者の土地も収用委員会にかけられています。2017 年 7 月 20 日ごろの 2 回目の公開審理を最後に、動きがないようです。

私たち共有地権者は収用委員会に対して、右記の意見書を提出して審理のストップと却下を求めています。

この意見書を提出しているにもかかわらず、公開審理が開催される都度、土地収用法に基づいて、「意見があれば、提出せよ」という趣旨の通知が収用委員会から送付されてきます。

私たちが提出している意見書が全く無視されていることから、抗議するとともに、審理中止と裁決申請却下を求める要請行動を持つことにしました。

合わせて、起業者である長崎県知事と佐世保市長に対して、

1. この事件は深刻な人格権侵害を伴うことを認め、財産権の補償しか扱えない収用委員会への収用裁決申請・明渡裁決申請を取下げること。

2. この件が係争状態にあることを理由に、「話合いはできない」とするのであれば、係争状態にある限りは，今後，本事業に係る一切の手続きを凍結すること。

を求めるため、10 月 5 日に長崎県収用委員会と長崎県知事への要請行動と記者説明、10 月 6 日に現地支援行動と佐世保市長への要請行動を持ちました。

長崎県収用委員会は「これまでに要請書を受け取った経緯がないから事務室前の廊下で受け取る」と譲らなかったので、廊下で読み上げて手渡しました。

長崎県用委員会　梶村隆太様

収用委員会への意見書

私は共有地権者の一人です。石木ダムは治水・利水両面で必要がないことは事業認定取消訴訟の進行で明らかになっています。

不要な石木ダム事業のために 13 世帯皆さんの生活を破壊することは人格権の侵害に他なりません。

また、必要のない石木ダム建設の総事業費は 285 億円、関連した佐世保市水道事業費は 253 億円かかるとされています。これらはまったくの無駄遣いであるうえ、国庫からの補助金も含まれていることから、納税者である私たちにとっては、いわれのない不利益です。私が納税している税金がこの事業に使われ、その結果として私自身がこうばるの皆さんの加害者になってしまうことを拒否します。

よって、このような人格権侵害案件について、事業認定されたことのみを以て収用委員会審理が進行していることに抗議します。あわせて、この案件を却下決定することを求めます。

長崎知事への要請では土木部次長と河川課担当者が対応しましたが、「知事に伝える」で終わり、佐世保市長への要請では水道局長が対応しましたが、「市長に伝える」で終わりました。

長崎県庁内の記者クラブで説明したところ、今回の要請行動が長崎新聞、西日本新聞、毎日新聞の記事になりました。

西日本新聞　2017年(平成29年)10月7日　土曜

石木ダム計画

土地収用や明け渡し申請取り下げを要望

佐世保市などに反対地権者

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム事業について、反対地権者などでつくる「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」（遠藤保男代表）が6日、県と県収用委員会、佐世保市に対し、土地の収用や明け渡しの採決申請を取り下げるよう要望書を提出した。

反対地権者の土地が、ダム建設のために収用や明け渡しの対象となっており、県土地収用委員会が審理をしている。佐世保市役所で、遠藤代表は「生活の場や地域社会を破壊される。人格権を侵害している」として朝長則男市長に取り下げなどを求め、応対した谷本薫治水道局長に要望書を手渡した。谷本局長は「司法判断に委ねている」と述べるにとどめ、約30分間の話し合いは平行線に終わった。

ダム事業の付け替え道路工事に伴い、県が地権者に対し、車両の通行を妨害しないよう求めた仮処分申し立てで、地裁佐世保支部が9月29日、10人に妨害行為を禁止する決定を出している。（山上武雄）

佐世保市の谷本水道局長（奥）と話し合う「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」

4)　「ほたるの川のまもりびと」を見に行こう！

こうばるの皆さんが行政代執行に直面する状況を跳ねのけて、「石木ダム絶対反対。私たちはここに住み続けたいだけ！」を貫き通しているのはどうしてでしょうか？

それへの答えはこの映画を見ればわかります。

この映画から、私たちが失いかけている何か大切さなことがしみじみと伝わってきます。13 世帯の皆さんの明るさに大きな励ましをもらう気持ちになります。

長崎県内では先行試写会が大きな反響を呼んでいます。

2017.12.21　朝日新聞　第3種郵便物認可

石木ダム予定地 日常追う映画

山田英治監督「ほたるの川のまもりびと」

石木ダムの建設計画が進められている川棚町の川原地区に住む人たちの暮らしを撮影したドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」の先行試写会が来月、県内各地で開かれる。来春に予定される公開を前に、「地元長崎の方に、いち早く見てほしい」との思いから、実施を決めた。

映画は、広告会社勤務の山田英治監督が約2年かけて制作。資金はクラウドファンディングを利用し、約400人から700万円以上を集めた。

季節ごとの農作業、キャッチボールをする親子、おしゃべりするおばあさんたち……。地区に住む13世帯約50人の、穏やかな田舎の生活を切り取る。

一方で、住民たちはダム工事を進ませないよう連日座り込みを続ける。作品中には、1982年に県が測量を行う際、機動隊と住民が衝突した際の映像も流れる。

先行試写会を企画した配給会社「ぶんぶんフィルムズ」の宮島裕さん(36)は「事業への賛否はともかく、現地の状況を知ってもらうことで話し合うきっかけになれば」と話す。

試写会は入場無料だが、予約が必要。メール（hotarunagasaki@gmail.com）か、電話03・6379・3938（月、火、木、金の午前11時～午後5時）で。

日程は次の通り。

1月13日＝ブラザおおむら（大村市）▽14日＝フェアトレードカフェパオ（西海市）▽20日＝アルカスSASEBO（佐世保市）▽21日＝長崎チトセピアホール（長崎市）▽27日＝壱岐市立一支国博物館、島原文化会館（島原市）▽28日＝平戸文化センター（平戸市）（森本類）

川原地区に住む人たち。映画のPR用写真から＝ぶんぶんフィルムズ提供

全国配給は６月からになりそうです。今後各地での上映予定については、わかり次第水源連ホームページなどでお知らせします。今から、楽しみにしてください。

また、是非自主上映会をご検討ください。その際は、配給元のぶんぶんフィルムズ（03-6379-3938）へ月・火・木・金曜の 11 時～17 時に電話でお問い合わせください。

5)　知事選告示を受けてのマスコミ論調

2月4日を投票時とした長崎県知事選挙が1月18日に告示されました。中村法道知事が再出馬します。

長崎新聞が知事選を意識した「論説」を1月16日に掲載しました。また、知事選連載企画「有識者500人に聞く」⑥で石木ダム問題を扱いました。この二つの記事はまさに正鵠を射た内容になっていますので、是非、お読みください。

2018年(平成30年) 1月16日 火曜日 総　合 (2)

論　説

2018・1・16

強引な手法許されない

石木ダム

緑豊かな東彼川棚町の山あいの集落に、石木ダムが起案されてから約半世紀。地元住民とのあつれきを決定的にした1982年の強制測量から36年になる。

事業主体の県、佐世保市は計画の正当性を訴えながら、今も建設予定地全ての地権者を説得できていない。2022年度の完成目標に間に合わせようと、ついには強権的な手法をもって事を成し遂げようとしている。しかし、そんな事業の進め方は対立を深めるだけで、問題の解決にはつながらない。これ以上の失政を重ねるべきではない。

県は既に反対地権者13世帯のうち4世帯の農地約5500平方㍍を強制収用。13世帯が現住する家屋を含む土地約12万平方㍍の収用手続きにも踏み切り、補償額などを決める収用委員会の審理はほぼ終了。所有権移転や明け渡し期限などを決める「裁決」が近づいているとの見方もある。

これに対し、反対派は現地での座り込みなどに加え、事業認定取り消しを求める行政訴訟や、工事差し止めを求める訴訟を起こし、法廷でも闘いを続けている。

石木ダムは佐世保市への水道用水供給と、川棚川下流域の水害対策を目的としている。しかし、長い時の中で状況は変化し、その必要性には数々の疑義が呈されている。

利水の面で、佐世保市は24年度の1日最大給水量を約10万5千㌧（佐世保地区）と試算しているが、実際には減少が続き、16年度は約7万7千㌧。需要予測の根拠について、市は佐世保重工業（SSK）での増加を挙げてきたが、会社側に裏付けを取っていなかったことが訴訟の中で明らかとなっている。

治水の面では、「100年に1度の大雨」に対応できるよう、事業採択された1975年のデータを基に計画されたままで、その後の河川改修の状況などは反映されていないことが分かった。

大規模な自然破壊をもたらす公共事業には高い公益性が求められる。そして、公益のためだとしても、私有財産を奪い取り、個人の権利を制限するようなことには極めて慎重であるべきだ。反対派は石木ダム計画の妥当性を厳しく問うており、多くの県民も説明が不十分と感じている。こんな状況で強引な手法に出ることなど許されない。

中村法道知事は昨年末の会見で、石木ダムについて「着実に事業の推進に力を注ぐ」と述べた。しかし、住民側が知事との協議を求めても、3年半にわたって面談は実現していない。状況を緩和する努力を怠って突き進めば、かつての強制測量の時のような悲劇が繰り返されることになる。もし、それを行政の長の「決断力」と考えているのであれば、誤りと言わざるを得ない。

（小出久）

2018年(平成30年) 1月16日 火曜日 社　会 (22)

有権者 500人 に聞く 2018知事選 ⑥

佐世保でも「不要」多数

石木ダム建設

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム。国の事業採択から40年以上が経過したが、建設予定地では反対地権者13世帯が今も生活し、工事を進めようとする県側とのにらみ合いが続く。知事選で3選を目指す中村法道氏（67）は、同市の慢性的な水不足解消と川棚川の治水対策を理由にダムの必要性を訴える。一方で、共産党の推薦を受ける溝口敏彦氏（56）は「住民の合意を得られない事業は中止すべきだ」と主張している。

長崎新聞社の県内有権者500人アンケートで石木ダムについて問うと「ぜひ必要」「どちらかといえば、あった方がいい」と答えた人は計20％にとどまり、「全く不要」「どちらかといえば、なくてもいい」の計36・4％を下回った。「分からない」と答えた人も4割以上いて、県の言い分が県民に浸透していない実情が浮き彫りになった。

必要派は「全国で豪雨災害が続いている。治水は重要」（長崎市・70代以上男性）、「過去の水不足を考えるとあった方がいい」（佐世保市・50代女性）、「水道管などの漏水対策をした方がいい」（東彼東彼杵町・40代男性）などの声が並んだ。「いつまでたっても進まない」「北松佐々町・40代男性」と長期化を理由に見限る人もいた。

石木ダムの利水を受ける佐世保市に限ると、「分からない」が5割と他の地域より少なく、関心の高さをうかがわせる一方、不要派の計47・4％が必要派の計32・6％を上回った。建設予定地で治水の恩恵を受けるはずの川棚町でさえ、必要と不要が共に20％で拮抗していた。「分からない」と答えた30代女性は「（事業に協力して）転居した人もいて、難しい問題」と複雑な心情を吐露した。

県は反対地権者の家屋を含む全ての未買収地を、県収用委員会に裁決申請済み。手続き上は着実に行政代執行（強制収用）へ向かっている。こうした県の進め方には、必要、不要、分からない―いずれの層からも「反感を買うやり方をしている」「将来的にあつれきを生む」との苦言や批判が相次いだ。佐世保市の50代男性は、1994～95年の大渇水を理由にダムを「ぜひ必要」としながらも「ごり押しはダメ」とくぎを刺した。

（まとめ・六倉大輔）

石木ダムは必要だと思いますか？

「公共事業チェック議員の会」との連携

1) 衆議院選で議席復活

昨年 9 月 28 日、安倍政権は野党が混乱している状況に付け込んで、モリカケ問題の追及を逃げるため、また、戦争のできる国づくりに向けた憲法改悪ができる状況づくりを狙って、臨時国会冒頭で衆議院を解散しました。衆議院議員選挙は 10 月 22 日に実施されました。

小池百合子氏の排除発言と、前原誠司氏の先見性のなさにより、民進党が分裂、立憲民主党が誕生、野党第１党になりました。

立憲民主党の躍進で、「公共事業チェック議員の会」旧メンバーの方々が議席回復を果たしました。

私たちにとって、対国との折衝、行政の監視など、「公共事業チェック議員の会」の強化は重要なことです。2018 年 1 月 23 日、役員改選を終えた「公共事業チェック議員の会」の簿を添付します。この名簿によれば名ですが、議席を復活された皆さんが再結集された一方で、今選挙で議席を失った方も多かったのは残念です。読者の皆さんにはこの名簿を参考に連携を取られたり、普段お付き合いのある国会議員に「公共事業チェック議員の会」への入会を働きかけてください。

2) 12 月 6 日 16 時、「公共事業チェック議員の会」総会

公共事業改革市民会議は衆議院選直後から「公共事業チェック議員の会」初鹿明博事務局長および大河原雅子衆議院議員と連絡を取り、有害無益な大規模公共事業が全国で強行されていることを国会議員と共有できるように、要請していました。

12 月 6 日 16 時、「公共事業チェック議員の会」総会の開催となりました。公共事業改革市民会議として全国の状況を報告するとともに、大規模公共事業が強行されている現状の打開に向けた勉強会などの提案を行いました。水源連事務局からは石木ダム問題と成瀬ダム問題を報告しました。

当日は公共事業改革市民会議の設立当初からのコア会員でもある上岡直見氏（環境経済研究所・代表）が「国民のためになる公共事業とは」と題して 30 分の講演を行いました。

続いて、「市民団体から問題提起」となり、下記表に従って５分以内の持ち時間で報告しました。

事業名	報告者（敬称略）	団体名
スーパー堤防事業	稲宮須美	スーパー堤防問題を考える協議会
横浜環状道路	比留間哲生	横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会
成瀬ダム	西島和	成瀬ダム住民訴訟弁護団
石木ダム	遠藤保男	石木ダム絶対反対同盟を支援する会
東京外環道	龍谷清	外環ネット
諫早湾干拓事業	陣内隆之	有明海漁民・市民ネットワーク

質疑・意見交換では参加された議員の皆さんが報告者への質問・応答で理解を深めました。
市民会議からは、現状の打開に向けた勉強会などを提案しました。

最後に初鹿事務局長が、「市民会議の皆さんと相談して、２週間に１回程度、勉強会をしましょう。まずは土地収用法の問題から始めましょう」と締めました。

この日に配布された、「公共事業改革市民会議からの提案」、「議員の会名簿」も掲載します。

3) 今後の予定

① リニア中央新幹線建設工事をめぐる不正受注疑惑について

日　時　　２０１８年1月２３日（火）１６：００～１７：３０
場　所　　衆議院第一議員会館　地下１階　第４会議室
内　容　　国土交通省、リニア新幹線沿線住民ネットワーク等から
ヒアリング

② 諫早湾干拓事業と有明海異変との関係について

日　時　　２０１８年２月８日（木）１６：００～１７：３０

場　所　　衆議院第一議員会館　地下１階　第４会議室

内　容　　農林水産省、研究者からヒアリング

研究者：堤裕昭・熊本県立大学環境共生学部教授

佐々木克之・元中央水産研究所室長

～～～

公共事業チェック議員の会への提案

2017年12月6日

公共事業改革市民会議

代表橋本良仁

「主権者主体の公共事業に変革を」連続勉強会

1，土地収用法の限界人格権侵害に無力・事業認定申請が強制収用・行政代執行に直結

（ア）石木ダム、新内海ダム

（イ）横浜環状南

（ウ）東京外環道（青梅街道インターチェンジ地域の土地測量拒否、中央ジャンクション地域での区分地上権契約拒否）

2，地方自立と公共事業

（ア）　アベノミクスでは地方がつぶれる　　講師　相川俊英氏

（イ）　地方自治体現場からの提言　　　　　講師　片山善博氏

3，主権者の意見反映政策決定への主権者の意見反映

（ア）オーフス条約オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク

（イ）日弁連の公共事業基本法案の法制化　日弁連

4，司法改革

（ア）行政訴訟　執行不停止原則の見直し

（イ）行政訴訟原告適格の見直し　団体訴訟

5，そのほか個別法律

（ア）河川法改正

（イ）土地収用法改正

（ウ）大深度地下の公共的使用に関する特別措置法と都市計画法の不整合

（大深度法によれば、地上に影響を与えない限り、公共事業では大深度地下（地下40m以深）を無償で使用できるとするが、外環道では都市計画法による65条・建築制限と67条先買い権がかかっている。当該不動産の価値が下落する可能性が高い）

～～～

次頁に公共事業チェック議員の会の名簿を掲載します。なお、表の中の「会館」の表記は下記の略です。

１	衆議院第1議員会館	〒100 8981 東京都千代田区永田町 ２丁目２－１
２	衆議院第2議員会館	〒100-8982 東京都千代田区永田町 ２丁目１－２
参	参議院議員会館	〒100-8962 東京都千代田区永田町 ２丁目１－１

公共事業チェック議員の会会員名簿

2018年1月23日現在

	役職	氏名	政党	会館	部屋
1	会長	荒井　聰	立憲	1	516
2	会長代行	川内　博史	立憲	1	1221
3	副会長	近藤　昭一	立憲	2	402
4	副会長	川田　龍平	立憲	参	508
5	副会長	赤嶺　政賢	共産	1	1107
6	副会長	福島　瑞穂	社民	参	1111
7	幹事	小川　敏夫	民進	参	605
8	幹事	篠原　孝	無会	1	719
9	幹事	柿沢　未途	希望	2	611
10	幹事	本村　伸子	共産	1	1106
11	幹事	山本　太郎	自由	参	302
12	事務局長	初鹿　明博	立憲	1	1112
13	事務局次長	大河原まさこ	立憲	1	517
14		山崎　誠	立憲	1	401
15		笠　浩史	希望	1	408
16		阿部　知子	立憲	1	424
17		中谷　一馬	立憲	1	509
18		松本　剛明	自民	1	707
19		岡本あき子	立憲	1	711
20		枝野　幸男	立憲	1	804
21		宮本　岳志	共産	1	1019
22		日吉　雄太	立憲	2	321
23		櫻井　周	立憲	2	409
24		逢坂　誠二	立憲	2	517
25		長谷川嘉一	立憲	2	601
26		穀田　恵二	共産	2	620
27		笠井　亮	共産	2	621
28		畑野　君枝	共産	2	711
29		田村　貴昭	共産	2	712
30		佐々木隆博	立憲	2	808
31		高橋千鶴子	共産	2	904
32		塩川　鉄也	共産	2	905
33		早稲田夕季	立憲	2	1012
34		青柳陽一郎	立憲	2	1013
35		宮本　徹	共産	2	1219
36		井上　哲士	共産	参	321
37		武田　良介	共産	参	408
38		吉良よし子	共産	参	509
39		辰巳孝太郎	共産	参	608
40		相原久美子	民進	参	611
41		紙　智子	共産	参	710
42		糸数　慶子	沖縄	参	712
43		杉尾　秀哉	民進	参	724
44		舟山　康江	民進	参	810
45		山添　拓	共産	参	817
46		田村　智子	共産	参	908
47		藤田　幸久	民進	参	914
48		藤木　眞也	自民	参	1006
49		石井　苗子	維新	参	1115

スーパー堤防（高規格堤防）事業の虚構

１　高規格堤防事業の経過

高規格堤防事業の創設は 1987 年度で、今から約 30 年前になります。その頃、ダム事業に陰りが見えてきたので、その代わりになる一大河川事業として考えられたものと推測されます。堤防の高さの 30 倍の幅を持つ高規格堤防を造成して超過洪水の到来に備え、その上に住宅等を建てるというものです。そして、1991 年に河川法の第六条２に「高規格堤防特別区域の指定」が設けられ、高規格堤防の上に建造物を建てることが法的に可能となりました。

当初の計画は首都圏の利根川、江戸川、荒川、多摩川、近畿圏の淀川、大和川の 6 河川で

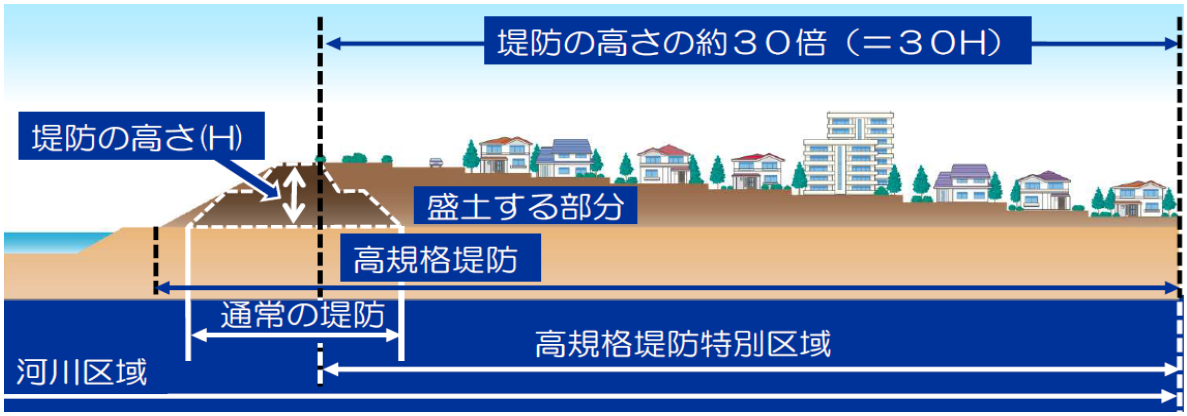

延べ約 873 ㎞の高規格堤防の整備を行うものでした。しかし、これはもともと荒唐無稽の計画でした。たとえば、利根川に関しては河口部から中流部（八斗島地点の 11 ㎞下）まで両岸の堤防全部を高規格堤防に変えるものであり、一目で実現性ゼロだと分かる、全くの虚構の計画でした。

20 年経過しても、進捗率は微々たるものでしたので、2010 年 11 月、民主党政権下の行政刷新会議の事業仕分けで高規格堤防整備事業は「事業廃止」の判定がされました。行政刷新会議ではスーパー堤防は「スーパー無駄遣い」という言い方までされました。

しかし、ダム事業と同様に、河川官僚が巻き返しを図りました。

国土交通省は 2011 年 2 月に「高規格堤防の見直しに関する検討会」を設置し、同年 8 月に「高規格堤防の抜本的見直しについて」をとりまとめ、右表のとおり、整備区間を総延長 873ｋｍから 119km に縮小して高規格堤防の整備を引き続き、推進することをきめました。

見直し前の延べ 873 ㎞の整備は荒唐無稽な計画ですが、見直し後の延べ 119 ㎞の整備もやはり実現性のない机上の計画です。

スーパー堤防（高規格堤防）事業の見直し

首都圏			
利根川	363km	→	0km
江戸川	121km	→江戸川下流部	22km
荒川	174km	→荒川下流部	52km
多摩川	83km	→多摩川下流部	15km
近畿圏			
淀川	89km	→淀川下流部	23km
大和川	44km	→大和川下流部	7km
計	873km		119km

２　遅々として進まない高規格堤防の整備

整備距離が延べ 119ｋｍに縮小されたものの、高規格堤防の整備は遅々として進んでいま

せん。江戸川下流部を例にとると、次のとおりです。

江戸川下流部の高規格堤防で完成済み箇所

計画区間延べ 22 ｋｍ（右岸 0.4～19.8 ㎞、左岸 0.4～14.2㎞）で完成済みの箇所

	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
市川三丁目地区（市川市）	90m	（ 0m）
市川南地区（市川市）	200m	（ 180m）
高谷地区（市川市）	50m	（ 0m）
東金町地区（葛飾区）	200m	（ 40m）
柴又公園地区（葛飾区）	90m	（ 0m）
妙典地区（市川市）	1,100m	（ 290m）
計	1,730m	（ 510m）

上表で、基本断面形状の確保区間とは、堤防高の 30 倍の堤防幅が確保され、高規格堤防としての機能があるとされる区間です。妙典地区についてみると、下図のとおり、1,100m の整備がされたものの、未完成のところが大半であって、30 倍の堤防幅が確保された区間は 290ｍしかありません（会計検査院報告書　2012 年１月）。

【平面図】　妙典地区（市川市）の高規格堤防

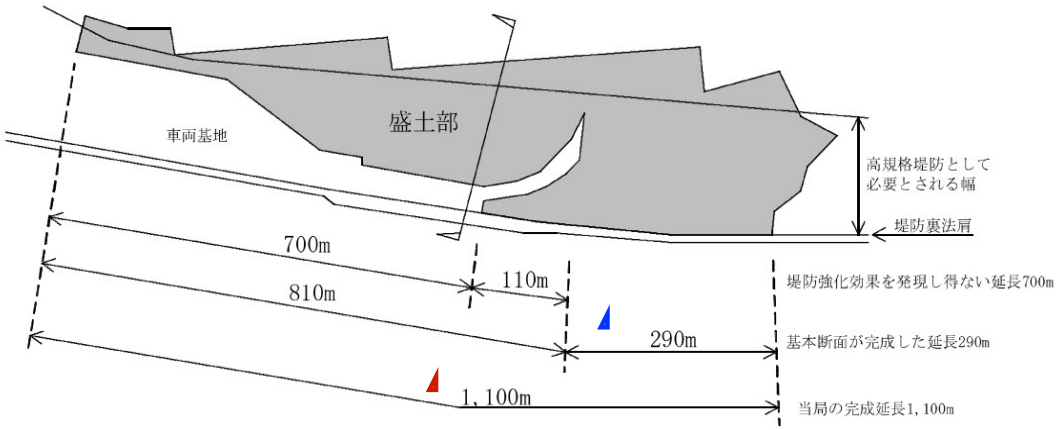

したがって、江戸川下流部で高規格堤防の整備がされたのは、上表のとおり、6 地区合わせて 510m しかなく、本当の整備進捗率は 510ｍ÷22 ㎞＝2.3％にとどまっています。

この進捗率から、江戸川下流部における高規格堤防整備の今後の必要年数を試算すると、次のようになります。

江戸川下流部は 20 年以上前から高規格堤防事業が始まっていますので（妙典地区は 1992 年度から、柴又公園地区 1989 年度から）、仮に 20 年経過して、整備率が 2.3％とすれば、22 ㎞の整備を終えるためには、

20 年÷0.023　＝　約 870 年　が必要です。

このように整備の完了に気が遠くなるような年数を要する高規格堤防は治水対策としての意味を失ったものになっているのです。

また、高規格堤防を計画とおりに整備するためには巨額の公費が必要です。現在整備中の北小岩一丁目高規格堤防の整備単価１ｍあたり約 3,900 万円を使うと、江戸川下流部の未整備区間を約 20ｋｍとすれば、今後、 0.78 兆円という巨額の公費が必要となります。高規格堤防は経済性の面でも現実性が欠如しています。

３　整備が進まない理由

（１）高規格堤防の整備スケジュールを示すことができない国土交通省

上述のように高規格堤防の整備の進捗は極めて遅く、これでは高規格堤防は治水対策としての意味がなくなっています。

国会議員を通じて国土交通省に「高規格堤防を今後、どのようなスケジュールで整備していくのか、具体的な実施計画を明らかにされたい」との文書質問を出したところ、国土交通省の文書回答は次のとおりでした。（国土交通省治水課の回答　2015 年 9 月 30 日）

「高規格堤防の整備時期について

○　高規格堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があり、そのような機会を捉えて事業を実施しています。

○　このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、高規格堤防の今後のスケジュールや実施計画をお示しすることは困難です。」

このように高規格堤防とは、事業主体である国土交通省自体がその整備スケジュールを示すことができない代物なのです。

（２）人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものの問題

高規格堤防事業は地元自治体等が区画整理や都市再開発で確保した用地を国土交通省が高盛り土にして広い面積の堤防を造成するものですから、国土交通省には自ら事業を計画的に推進する主体性がありません。あくまで受け身の立場ですから、上述のとおり、整備スケジュールを示すことができない状況になっているのです。

そもそもの誤りは人々が住んでいる場所に高規格堤防をつくるという手法そのものにあります。大勢の住民を 5 年間以上も区画整理や都市再開発で立ち退かさなければ、堤防を造成できないという仕組みそのものが間違っているのです。

そして、そのことが北小岩一丁目高規格堤防では、現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを江戸川区が強制的に追い立て、住居の強制取り壊し（直接施行）を行うというきわめて深刻な事態もつくり出しているのです。

【補遺】国土交通省「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」

国土交通省は、遅々として進まないスーパー堤防（高規格堤防）の整備のスピードアップをはかるため、「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」を設置し、2017 年 5～7 月に会議を３回開き、12 月 13 日に検討会の提言を国土交通省のＨＰに掲載しました。

国土交通省の発表「より効率的な高規格堤防の整備を推進するための方策をとりまとめ！」

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000037.html

しかし、その内容は今後の課題を羅列しただけであって、スピードアップする具体的な実施可能な方策は示されませんでした。

遅々として進まず、治水対策として意味をなさない高規格堤防事業、予定地の住民の生活に多大な影響を与える高規格堤防事業は廃止されるべきです。

（文責　嶋津暉之）

霞ケ浦導水事業の控訴審が大詰めに

那珂川の漁業被害が焦点

茨城・栃木両県の那珂川関係の８漁業協同組合が霞ケ浦導水事業の差止めを求めた裁判の控訴審が大詰めを迎えています。

霞ケ浦導水事業とは、利根川と霞ヶ浦を結ぶ利根導水路、霞ヶ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路を建設して、利根川、霞ヶ浦、那珂川の間で水を行き来きさせるようにする事業で、現段階の総事業費は約 1,900 億円です。

利根導水路は 1994 年に完成し、那珂導水路は工事中で、那珂川の漁協が 2008 年にその工事の差し止めを求めて、水戸地方裁判所に提訴しました。

2015 年 9 月の水戸地裁の判決は原告敗訴でしたので、漁協側は東京高等裁判所に控訴し、2017 年 9 月 19 日には証人尋問が行われました。

霞ケ浦導水事業の問題点と、裁判で訴えたことを簡単に紹介します。

なお、那珂川はアユの漁獲高で日本一になることが多い天然アユのメッカとされている川です。また、最下流で合流する涸沼川はシジミの三大産地の一つです。

１　霞ケ浦導水事業について

霞ケ浦導水事業の目的は次の三つです。

① 茨城県・千葉県・東京都・埼玉県の都市用水を開発する。
② 渇水時に利根川、那珂川へ補給する。
③ 利根川、那珂川からの導水で霞ケ浦等の水質を改善する。

しかし、都市用水の需要が減少の一途を辿り、水あまりが一層顕著になっていく時代において、①、②の必要性は失われています。

③の霞ケ浦の水質改善も国交省の机上の計算によるものに過ぎず、導水で霞ケ浦の水質が改善されることはなく、導水事業の目的はいずれも虚構です。

霞ケ浦導水事業の仕組み

（関東地方整備局の資料に加筆）

２　霞ケ浦導水事業による那珂川の漁業被害

導水事業による那珂川の漁業被害は那珂川から霞ヶ浦への導水、霞ヶ浦から那珂川への送水の両方で引き起こされます。

ⅰ　那珂川から霞ヶ浦への導水による漁業被害

最大で毎秒 15 ㎥という大量の水が那珂川から取水され、時には那珂川の流量が取水地点より下流は急に２／３に落ち込みますので、那珂川を遊泳している魚類の生息に大きな影響が与えます。特に影響が大きいのは秋から冬にかけて降河するアユの仔魚 （しぎょ） 、仔アユです。

仔魚とは、卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生のことです。 仔アユは自力では遊泳することができないので、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べます。

仔アユが河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するのですが、卵黄は４日分しかないので、その期間内に河口域に到達しないと、仔魚は餓死することになります。

したがって、導水事業による那珂川からの毎秒 15 ㎥の取水により、自力では遊泳できない仔アユが取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死することが予想されます。

ⅱ　霞ヶ浦から那珂川への送水による漁業被害

霞ヶ浦の水はアオコなど、植物プランクトンの異常増殖で水質がひどく悪化しています。そのような汚濁水が清流の那珂川に最大で毎秒 11 ㎥も送られるのですから、那珂川の水生生物、魚介類、漁業に対して大きな影響を与えることは必至です。

最も懸念されるのはカビ臭物質です。那珂川ではほとんどないカビ臭物質が霞ケ浦では植物プランクトンによって高濃度で生産されており、それが那珂川に持ち込まれて、那珂川の魚類、涸沼シジミをカビ臭くさせ、それらが出荷停止の事態になることが予想されます。

霞ケ浦からの送水は那珂川の渇水時に行われることになっていますので、那珂川でのカビ臭物質の濃度もかなり高くなり、魚介類への影響が避けられません。

さらに、霞ヶ浦の有機汚濁物質（ＢＯＤ）は那珂川のそれの７～８倍にもなりますので、送水による那珂川の汚濁進行で、那珂川の魚類がダメージを受けることも予想されます。

３　2017 年 9 月 19 日の証人尋問

2017 年 9 月 19 日の第７回口頭弁論では、原告側証人の尋問が行われました。

証人は嶋津、濱田篤信さん（元・茨城県内水面水産試験場長）、石嶋久男さん（元・栃木県水産試験場指導環境部長）の３人でした。

私（嶋津）は、霞ケ浦から那珂川への送水によって那珂川の水質がどのように変化するのか、それによってどのような漁業被害が起きると予想されるのかを中心にして証言を行いました。

この証言に使ったスライドの主要なものを解説付きで水源連のＨＰに掲載しました。

霞ヶ浦導水裁判の証言スライド抜粋

http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2017/11/d89cc6d53bc29edbb579333bce776b29.pdf

裁判の結果は予断を許しませんが、裁判長は導水事業の漁業被害について耳を傾けているようであり、一審判決のような一方的な判決にはならないことを期待しています、

この差し止め訴訟を闘ってこられた那珂川漁協の君島恭一組合長が 2017 年 9 月 26 日にご逝去されました。享年 84 歳でした。

この控訴審は君島さんの弔い合戦になりました。

裁判の結果が那珂川の漁協にとってよいものになることを祈るばかりです。

３　裁判の最新情報「東京高裁が和解勧告」

控訴審 2018 年 1 月 16 日の第８回口頭弁論で、下記の記事のとおり、東京高裁が和解勧告を出しました。

当初、東京高裁が示した和解案は漁業被害の問題をそれなりに考慮したものであったようですので、漁協側は和解に応じる構えです。

成り行きを注目しています。

霞ケ浦導水訴訟　東京高裁が和解勧告、漁協側は応じる構え

（下野新聞 2018 年 1 月 17 日 朝刊）
http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/local/news/20180117/2938095

アユなど那珂川水系の水産資源に悪影響を及ぼす恐れがあるとして、栃木、茨城両県の漁連・漁協５団体が国に霞ケ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを求めた訴訟の控訴審第８回口頭弁論が 16 日、東京高裁で開かれた。

都築政則（つづきまさのり）裁判長は「話し合いによる解決が双方の利益になると考えている」などとして和解勧告した。

漁協側は和解協議に向けて、たたき台となる和解案を２月上旬にも高裁に提示する構え。

都築裁判長は弁論で「双方の主張が出そろい、審理は終盤と認識している」とした上で「話し合いによる解決が双方の利益になると考え、それぞれの代理人に（和解を）打診してきた」と述べた。弁論後、漁協側と国側から、それぞれ非公開で意見聴取した。

漁協側弁護団によると、高裁から昨年７月ごろ、初めて和解を打診された。

当初は和解の条件として(1)取水口の運用に関する漁協側と国側の定期的な意見交換、(2)稚アユの取水口迷入を防ぐ取水制限時期の協議、決定、(3)霞ケ浦から那珂川への逆送水は必要かつやむを得ない場合にとどめるーという案を口頭で示されたという。

高裁と原告、被告の協議の結果、国側が和解案を示す可能性は低いとの感触があり、漁協側から案を示すことにした。

高裁は本年度内の和解が念頭にあるとみられるといい、漁協側の丸山幸司（まるやまこうじ）弁護士は「将来的に漁業権侵害にならないための歯止めをきちんとかけられるなら、（和解で）実利を取れる可能性があると考えている」と話した。

一方、国土交通省関東地方整備局は「和解勧告を踏まえ今後適切に対応していく」とコメントした。

事業は霞ケ浦と那珂川、利根川を地下導水路で結び、水を行き来させる計画で 1984 年に着工。漁協側は事業による漁業権侵害を訴え 2009 年に提訴したが、15 年７月の一審水戸裁判決は「侵害の具体的危険があるとまでは言えない」として国側が勝訴。漁協側が控訴していた。

（文責　嶋津暉之）

天ヶ瀬ダム再開発事業の虚構

淀川水系流域委員会が 2005 年に淀川水系５ダムの中止を求めました。その後の国交省近畿地方整備局の反動化により、５ダムのうち、余野川ダム（2008 年）、丹生ダム（2016 年）は中止になったものの、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、大戸川ダムは推進になりました。ただし、大戸川ダムは事業を具体化するためには淀川水系河川整備計画の変更が必要です。

川上ダムと天ヶ瀬ダム再開発は工事が進められていますが、川上ダムは既報のとおり、三重県伊賀市で反対運動が続けられています。

また、天ヶ瀬ダム再開発についても反対の活動が行われています。京都府民が京都府を被告として天ヶ瀬ダム再開発事業への公金支出の差止めを求めて京都地方裁判所に 2015 年に提訴し、現在、京都地裁で裁判が進行中です。

この訴訟の原告弁護団から 2017 年春に嶋津に技術的な支援の要請がありましたので、同年 10 月に意見書を提出しました。

その意見書を水源連ＨＰに掲載しました。

天ヶ瀬ダム再開発問題に関する意見書

http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2017/11/bf25dc0850c4faa318eac343327b3940.pdf

意見書の図表

http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2017/11/0c81be36f4dd12ef7472ec5e957d83e1.pdf

天ヶ瀬ダム再開発の問題点を皆様にも知っていただくため、そのポイントを下記の通り、まとめてみました。

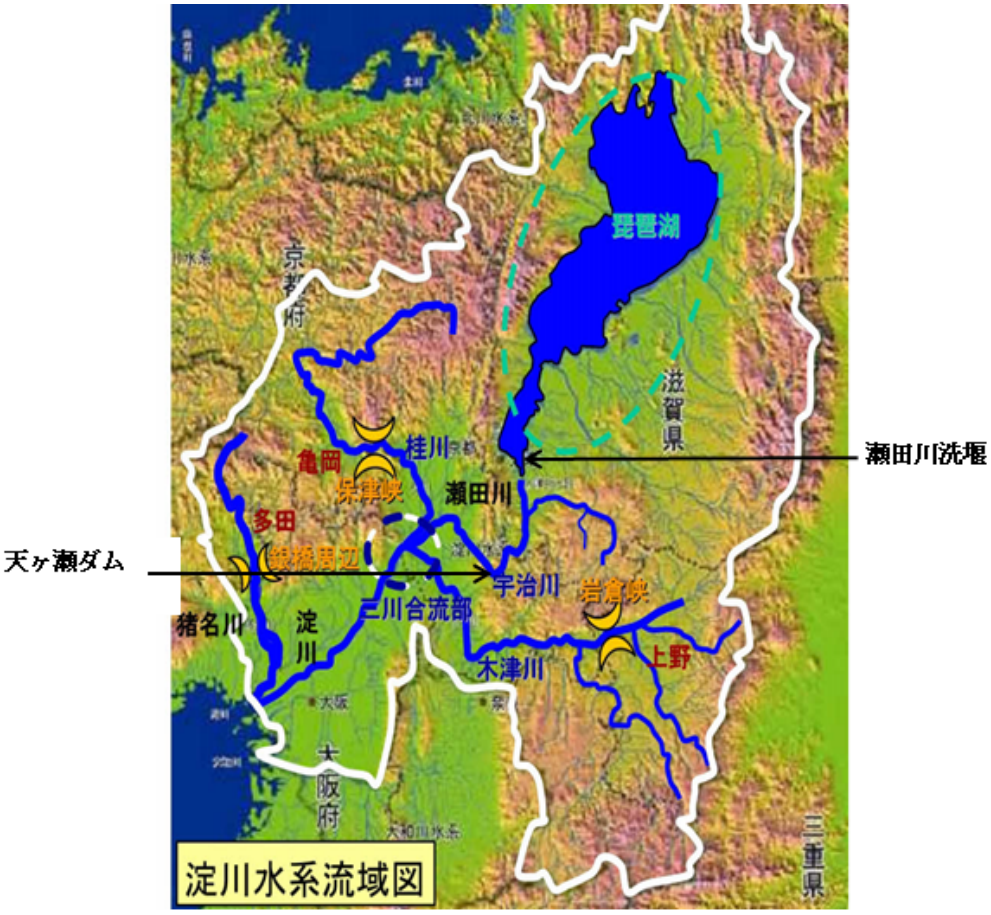

1 天ヶ瀬ダム再開発について

1964 年に淀川支流の宇治川に建設された天ヶ瀬ダム（総貯水容量 2,628 万㎥）にトンネル式放流設備を新設して、放流能力を 840 ㎥／秒から 1,500 ㎥／秒に増強する事業です。次の三つを目的としています。

① 治水：宇治川および淀川において洪水を安全に流下させ、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流（琵琶湖の後期放流）を実現する。

② 水道：京都府水道の水利権を 0.3 ㎥／秒から 0.9 ㎥／秒に増強する。

③ 発電：関西電力（株）の喜撰発電所の発電能力を 110,000ｋW増強する。

この事業も事業費増額と工期延長の計画変更が繰り返されてきており、2017 年４月の基本計画変更により、完成予定の工期が当初計画の 2001 年度が 2021 年度末に延長され、総事業費が当初計画の 330 億円が約 590 億円に増額されました。

今回の計画変更の主な理由は想定外の地質（破砕帯が広く出現）に遭遇したことでした。

2 琵琶湖後期放流 1,500 ㎥／秒の非実現性

天ヶ瀬ダム再開発は上記の三つを目的としていますが、主たる目的は①の琵琶湖後期放流であり、そのために天ヶ瀬ダム再開発事業が計画されました。琵琶湖の出口に瀬田川洗堰があって、大雨が降った時は淀川下流部を守るために、洗堰の全閉操作が行われます。淀川の水位が下がり始めたら、洗堰のゲートを開けて琵琶湖の水を放流することになっています。この放流量は現状では最大 840 ㎥／秒ですが、これを 1,500 ㎥／秒に引き上げて、琵琶湖の水位を早く下げるようにするというのが、天ヶ瀬ダム再開発の琵琶湖後期放流という目的です。

〔注〕琵琶湖が流れ出た瀬田川が滋賀県から京都府に入ると、宇治川の名称になります。

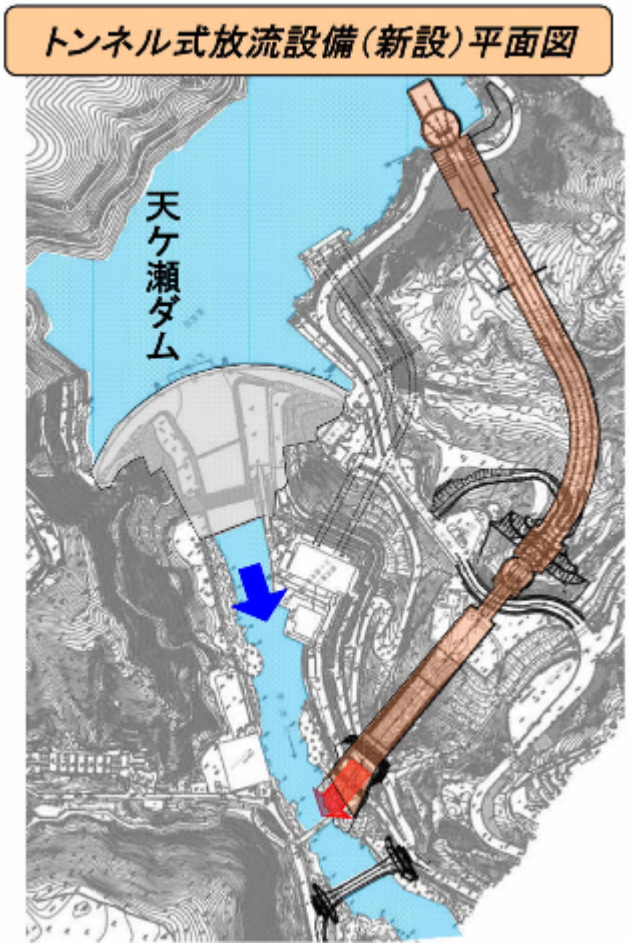

しかし、琵琶湖の洗堰からの放流量を 1,500 ㎥／秒に引き上げるためには瀬田川と宇治川の流下能力も 1,500 ㎥／秒以上にしなければなりません。宇治川は流下能力が最も小さいところは 1,100 ㎥／秒しかなく、また、瀬田川は全般的に流下能力が宇治川より小さく、1,500 ㎥／秒を下回っている区間の方が多く、流下能力が最も小さいところは 730 ㎥／秒しかありません。したがって、瀬田川と宇治川の全川において 1,500 ㎥／秒の流下能力を確保するためには、きわめて大規模な河床掘削等の工事が必要となり、巨額の費用と長い長い年月を要することは確実です。

さらに、河床掘削を行う区間には優れた景観を形成している「鹿跳渓谷」が瀬田川にあり、宇治川にも優れた景観が形成されている「塔の島地区」があります。それらの優れた景観を台無しにする河床掘削について市民の同意を得ることが困難です。

したがって、天ヶ瀬ダムだけ、1,500 ㎥／秒の放流能力を確保しても、琵琶湖後期放流 1,500 ㎥／秒は実現性がありません。

そして、1997 年 3 月に完了した琵琶湖総合開発事業により、琵琶湖で湖水位が上昇した時の対策工事が行われており、深刻な浸水被害が発生しないようになっていますので、後期放流 1,500 ㎥／秒自体の必要性が失われています。

３　京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発に参画する必要性は皆無

治水のためのトンネル式放流設備を天ヶ瀬ダムに新設する再開発事業で、なぜか水道用水が開発され、発電量が増強されることになっており、理解しがたいところがあります。真相は、多目的ダム事業にした方が通りやすいことから、この二つの目的も加えたと考えられます。

この問題はさておき、京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発に参画する必要性は全くありません。なお、京都府水道は京都府南部の７市３町に水道の卸供給を行う水道用水供給事業です。

ⅰ　京都府水道は天ヶ瀬ダム再開発の 0.6 ㎥／秒をすでに暫定豊水水利権として使っています。この水利使用規則（水利権許可書）に書かれている取水条件は実際には守ることができないことが多い非現実的な条件であって、「ただし書き」の適用によって、取水が制限を受けることがない水利権になっており、実態は安定水利権と何ら変わりません。したがって、それを安定化するために、京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発に参画する必要はありません。

ⅱ　京都府水道には三つの浄水場があり、宇治、木津、乙訓浄水場から各市町の水道に水道水を供給しています。３浄水場全体では、天ヶ瀬ダム再開発の暫定豊水水利権を除く保有水源が 17.4 万㎥／日もあります。一方、京都府水道全体の 2016 年度の一日最大給水量は 123,580 ㎥／日ですから、約 5 万㎥／日の余裕があり、新たな水源は必要でありません。

ⅲ　京都府水道の給水量も減少傾向になっており、今後は京都府の人口の減少に伴って、給水量がさらに縮小していことは必至であり、その面からも新規の水源は不要です。

そのほかにも、京都府水道が参画する必要がない理由があり、どの角度から見ても、天ヶ瀬ダム再開発は京都府にとって無用の事業です。

以上のように、京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発事業に参画して 0.6 ㎥／秒の新規水利権を得る必要性はなく、現状のままで今後とも必要な給水を充たすことが十分に可能です。

また、放流能力を増強する天ヶ瀬ダム再開発の治水目的は机上の話に過ぎず、琵琶湖後期放流 1,500 ㎥／秒は実現性もなければ、必要性も疑わしいものです。

今回提出の意見書では、このような天ヶ瀬ダム再開発事業に対して京都府が利水分で約 51.9 億円、治水分で約 63.5 億円、合わせて 115.4 億円という巨額の費用を負担することを根本から見直すことを求めました。

（文責　嶋津暉之）

朝日新聞記事

「決壊させたい衝動…ダムカレーが熱い　造形に心血注ぐ」への抗議

最近はダムカレーやダムカードといった、ダムを宣伝する情報がマスコミやネットに流れています。かつてはダム問題を積極的に取り上げていた新聞も、最近はダム事業者の喜びそうな記事を載せています。去る 1 月 16 日の朝日新聞には、大阪府が建設中の安威川ダムに見立てたダムカレーなどについての記事が掲載されました。あまりにも問題意識の希薄な記事ですので、下記の抗議文を新聞社に送付しました。

2018 年 1 月 18 日

朝日新聞社　記者　荻原千明　殿

嶋津暉之

朝日新聞 1 月 16 日の上記の記事を読み、愕然としました。

第一に、「決壊させたい衝動」と書くのは悪ふざけが過ぎます。ダムが決壊すれば、凄まじい被害をもたらすことは過去のダム決壊事故の例を見れば明らかです。たとえば、1959 年に起きたフランスのマルパッセダムの決壊では 500 人以上が死亡しました。日本でも洪水時にダムが満水近くになれば、ダム下流の住民に避難指示が出ることはよくあることであり、ダム決壊は大変恐ろしいことです。それにもかかわらず、ダムカレーの話とはいえ、ダム決壊を遊びの話として書くのは新聞記者としてあるまじきことです。

第二に、この記事で取り上げた安威川ダムは巨額の公費を浪費するだけの無意味なダムです。http://suigenren.jp/news/2017/11/12/9712/をお読みください。そのことをカモフラージュするために、ダム事業者である大阪府の肝いりで、安威川ダムカレーが宣伝されているにもかかわらず、その宣伝に乗って、あなたが安威川ダム礼賛につながるような記事を書くのは良識を欠いており、「社会の木鐸」としての新聞の役割を放棄しているといわざるをえません。

安威川ダムの予定地は、活断層とされる馬場断層が近くを通っているため、ダムサイトの地質が非常に脆弱であり、完成すれば、あなたが遊びで書いた「決壊」が実際に起きることが強く心配されるダムです。安威川ダムは大阪の市街地の頭上に建設されるものですので、もしダムが崩壊すれば凄まじい被害をもたらすことになります。

そのように重大な事実に何も触れずに、あなたが気楽にダムカレーの話に終始する記事を書くことに強い憤りを覚えます。

全国各地で必要性がなく、人々の生活と自然に多大な影響を与えるダム建設が強権的に推進されています。長崎県では必要性が皆無の石木ダムの建設のため、水没予定地住民 13 戸の家屋と土地を奪う強制収用が進められようとしています。

各地で進められているダム建設が今の時代に本当に必要なのか、ダム建設によってどのような問題が引き起こされてきているのかをきちんと取材して、読者に伝えることが、新聞が本来果たす役割であるはずです。

あなたが今後、新聞の役割をあらためて自覚して、ダム等の問題に関してまっとうな記事を書くことを強く求めます。　以上

問題の記事

決壊させたい衝動…ダムカレーが熱い　造形に心血注ぐ

荻原千明　　朝日新聞(2018 年 1 月 16 日)
https://digital.asahi.com/articles/ASKDM02OKKDLPTIL03P.html?_request

ご飯を皿に高く盛り、カレーをダムのようにせき止める「ダムカレー」が人気だ。各店は、ご飯の形や具材の配置などに趣向を凝らす。ダムの建設は遅れているのにカレーは続々と誕生しているケースも。国民的料理とコンクリートの構造物の意外な相性とは。

特集：カレー大好き！

ダムの堤体に見立てたご飯が、丸皿の真ん中に横たわる。それにマッシュポテトが連なり、豆を２日がかりで煮込んだスープベースのカレーをせき止める。

大阪府茨木市元町のオランダカフェの安威川ダムカレーだ。オーナーの藤田由美子さん（４８）が昨年８月、水曜限定メニューとして登場させた。「現場をご覧になってから来られる方に似てると言われます」

記者もいただくことに。真っ先にご飯を崩して「ダム」を決壊させたい衝動を覚えたが、カレーが流れる先の「サラダを食べてから」などと、頭の中をめぐらせた。普段のカレーとは違う味わい方が楽しめた。

ただ、ダム自体は、まだ市北部で建設中だ。完成すれば万博記念公園・太陽の塔を超える高さ（７６・５メートル）になる堤体もない。１９６７年の北摂豪雨災害を機に構想が持ち上がったが、計画が見直され、２０１４年本体工事が着手された。進捗（しんちょく）率は２６％（昨年度末時点）にとどまる。

市によると、安威川ダムカレーの第１号は１５年、建設地から約４キロの市忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘に登場した。市や観光協会が「地域活性化につながれば」と企画。周辺の山の緑を表現したり、できるだけ地元食材を使ったり、といった決めごとを守ると、安威川ダムカレーの称号を冠し、市のホームページなどでＰＲされる。

市内７カ所の飲食店で出されており、市には「ぜひうちの店でも」との声が寄せられているという。ダム本体の完成予定は２１年度末。担当者は「完成の頃には日本で一番ダムカレーの種類が多くなっていたらうれしい」。

ため池型の狭山池でも

「日本書紀」などにも登場する狭山池（大阪府大阪狭山市）のダムカレーも人気だ。カフェ「フラワー狭山池店 」（同市半田６丁目）で、ため池型の「狭山池ダムカレー」が食べられる。貯水部分を模した型にご飯を寄せて堤を築く。型を抜いた跡にルーを注げばできあがり。

全国にダムカレーは何種類あるのでしょう。記事後半では「日本ダムカレー協会」なるネットサイトの主宰に人気の理由を聞きました。

飛鳥時代の６１６年に築造された狭山池は、１９８８年から２００２年の大改修でダムになった。だが、市によると、特に若い世代になじみが薄く、ダムだと知らない人も多い。築造１４００年の１６年、市は知名度アップを図ろうとダムにほど近い帝塚山学院大に開発を依頼。試行錯誤の末、市公認の「元祖狭山池ダムカレー」が完成した。

地図を基に３Ｄプリンターを駆使し、池を忠実に再現した型も制作。フラワーではこの型を使っており、元祖レシピをベースに商品化したカレーが味わえる。

全国に１３０種類以上

（以下略）

2017 開門シンポジウムの報告

長良川市民学習会　武藤仁

当会など長良川河口堰の開門調査実現を求める「よみがえれ長良川」実行委員会は、長良川河口堰、韓国洛東江（ナクトンガン）河口堰、諫早湾排水門の「開門めざす取り組みの情報交流」と「開門に向けた到達点と今後の課題」を議論する趣旨で、「2017 開門シンポジウム」を開催した。

１日目の 12 月 2 日(土)は、岐阜市の長良川国際会議場において、午前の部で長良川と河口堰をめぐる状況の報告が、午後の部で洛東江河口堰問題と諫早湾排水門問題の報告を受け討論が行われた。参加者は約 80 名。

「長良川の現状と魅力」は 33 歳の若き長良川漁師平工顕太郎さんから報告があった。長良川のアユが激減する中で専業漁師は消えようとしている。漁師の最年少が 66 歳という危機の中で、平工さんは長良川を拠点に天然アユを獲る川漁師となる決意をした。現在、平工さんはアユ漁にとどまらず、加工、販売、次世代に川の文化をつなぐイベント企画など多様な取り組みを進めている。最近ではカフェやアユの食文化を伝える店も開店し地域でネットワークを広げている。長良川で清流文化を支えようとするエネルギッシュな活動に参加者は感銘を受けた。https://www.yuinofune.net/

講演「長良川河口堰の開門調査の実現をめざして」は、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員を務める今本博健先生からあった。講演では、利水という目的が破綻する中で浮かび上がった「治水目的」の欺瞞性を、浚渫計画と河積の実態、水位計算に使われた粗度係数の不当性などを明らかにされたうえで、治水については、過剰な浚渫により想定以上に治水安全度が高くなっていると結論付けられた。環境悪化が進む中で不要な河口堰は開門されなければならないが、国は開門すれば塩水が遡上し塩害が発生するとして認めようとしない。しかし、工水や上水についてはすでに愛知県の最適運用検討委員会から別の水源手当案が提示されている。問題は農業に与える影響の危惧だが、30ｋｍ遡上するかは疑問だ。開門調査をしなければ確定できない。最適運用検討委員会は、十分な安全性を考えた開門調査を提案している。また、今本先生らによる河床調査によれば浚渫後のマウンド部分が再び上昇し元に戻ろうとする状況が観測され、川が生きている状況も報告された。先生は、開門すれば汽水域が復活するだけでなく水位が低下し砂州やヨシ原が復活し、ヤマトシジミも生息できるようになるだろうと締めくくられた。

午後の部は映画「ほたるの川のまもりびと」上映、主催者団体の武藤の「韓国の川・環境市民団体との交流報告」の後、講演「洛東江河口堰開放とその意味」、「諫早湾の水門開放から有明海の再生へ」を受け、最後に討論会が行われた。

講演「洛東江河口堰開放とその意味」は、韓国釜山のＮＧＯ「湿地と鳥の友」のキム・ギョンチョルさんからあった。洛東江河口堰建設から開門に向けた今日の状況は以下のようである。

洛東江河口堰は 1983 年着工し 87 年に完成した。堰がなかったとき洛東江河口は東洋一の鳥の飛来地だった。1966 年保護区に指定されたが、堰ができてからは分断され、下流側だけが保護区になった。堰上流側はシジミ漁もできなくなり価値のないエリアとなったのだ。洛東江延長は 520ｋｍであるが治水や利水の目的でダムが作られてきた。特に李明博政権下の 4 大河川事業でさらに多くのダムが作られて、本流に流れがなくなり水質が悪くなった。飲み水の水源とする沿岸住民からは 4 大河川事業

に対する批判が高まり、堰の開放を求める声が高まった。

河口堰は、工業用水や水道に塩分が入らないようにするために作られたが、堰ができる前から工水も上水も取水されていた。取水できないのは 1 年に最大 72 時間程度で問題ない。河口堰が完成して 3 年でシジミ漁ができなくなった。かつて洛東江のシジミ漁は有名で日本にも多く輸出されていた。ウナギもかつてはよく獲れた。ウナギ村という名の村もあったが今はもう獲れない。

2012 年 7 月、洛東江河口汽水生態系復元協議会ができた。その前から環境改善を求める運動はあったが、ＮＧＯは常に選挙のとき要求を出してきた。同年 12 月の大統領選挙において現大統領である文在寅氏は河口堰の開放を公約した。そして 15 年 9 月釜山市長が洛東江開放宣言をし、施策を具体化している。

しかし、釜山市が動いても国が動かなければ状況は打開できない。環境省は動いてくれたが国土省はだめだった。最初の決断は 3 年がかりの塩水遡上調査だった。環境省は塩害の影響はないとの結果を出したが、これはシミュレーション。実際に実験をしなければならない。私たちは、これを求めてきたが、管理者である国土省は認めようとしなかった。

しかし今、国土省の姿勢は変わりつつある。大統領が替わったからだ。それと市民の力だ。

農業用水への影響が長良川と同じく議論になっているが、もともと河口堰以前から農業が行われていたのだから堰開門で塩害というのはおかしい。水門の改善でも対処できる。地下水に影響が出るのではというが、実験すれば分かることだ。また、上流の釜山市水道の取水口から余剰水を農業用水に回してもよいと私たちは提案している。工業用水の問題は上流の取水口に統合しようと提案している。

開門試験の計画は、今月（2017 年 12 月）から 3 年間かけて環境省、国土省、釜山市が参加して検証することになった。ＮＧＯも入って検証作業が始まり、来年（2018 年）9 月までに第一段階に入っていきたいと考えている。

国、市、ＮＧＯで作った今後の計画で一番重要視したのは、安全性だ。そのために、生物相調査の実施と塩分測定網の確立をする。そして 2025 年に完全開放めざす。

講演「諫早湾の水門開放から有明海の再生へ」は、堀良一「よみがえれ！有明訴訟」弁護団事務局長からあった。開門判決と開門禁止判決の相反する訴訟結果がマスコミ報道で伝わる中、堀弁護士からは裁判闘争の複雑な経過と今後の課題について以下のように報告された。

2002 年 11 月 26 日漁民らによる「よみがえれ！有明」訴訟が提訴。2004 年 8 月 26 日には佐賀地裁で工事中止仮処分命令が下るが、福岡高裁はこの仮処分命令を取り消し決定し、工事は再開。2008 年には事業が終了する。2008 年の 6 月 27 日に佐賀地裁で開門判決、2010 年 12 月 6 日に福岡高裁で開門判決が出て、国は上告を断念。開門判決が確定した。

一方、諫早干拓地の入植者や長崎県農業振興公社らは、2011 年 4 月「開門の差し止めを求める訴訟」を提訴。2013 年 11 月長崎地裁は開門禁止仮処分命令を決定。同年 12 月 20 日、開門確定判決の履行期限となり漁民らが強制執行（間接強制）を申し立てた。これに対し 2014 年 1 月国は強制執行を許さない判決を求める請求異議訴訟を提訴したが、同年 4 月佐賀地裁は開門間接強制を決定。

他方、2 か月後の 6 月には長崎地裁で開門禁止の間接強制が決定。2016 年 1 月～2017 年 3 月に長崎地裁で和解協議が行なわれるも 2017 年には長崎地裁で開門禁止判決がでる。この長崎地裁の「開門させたくない原告が開門したくない国に対し開門阻止判決をくだす」というなれ合い訴訟に対し国は控訴権を放棄した。

国は開門に代わって 500 億円かけた有明海の再生事業や 550 億円かけた調整池の水質の改善などを試みるができず放置。100 億円の漁業基金案の押し付けることで解決しようと図っている。現在は和解協議中。

講演の最後に「わたしたちの対応」で堀弁護士は以下の３点を挙げられた。①経験済みの短期開門調査レベルの開門から始める。②長崎地裁の開門阻止判決を踏まえ、開門事前準備を徹底させる。③想定外の弊害に対応し、かつ厳しい干拓地農業に対応するための農業基金を設立。

漁民対農民ではなく漁民も農民も両方が被害者という考え方を示された。

シンポの最後は、長良川、洛東江、諫早湾の報告・講演を受け、参加者からの質問に基づいて活発な討論がされた。とりわけ自分の生き方と川との向き合い方を講師らに問う３０代の青年の質問は印象的であった。

２日目の 12 月 3 日（日）は、**「開門で塩害は発生するか？」というテーマで現場視察会**を在間正史弁護士の解説で行った。視察個所は、現代の「輪中」争議ともいわれる犀川事件（昭和４年）の現場、安八水害決壊（昭和 51 年）現場、十連坊（輪中堤）、長良川用水新大江揚水機場、高須輪中排水対策施設などである。

安八水害問題は、「河口堰建設は治水に必要！」という喧伝に使われてきた。しかしこの水害は計画高水位に達しない洪水だったにもかかわらず、堤防の立地状況と構造の欠陥から崩壊し起こったものだった。決壊現場では、その事実を、当時の裁判の経験を踏まえ詳しい資料を使って解説された。新大江揚水機場では、愛知県の長良川河口堰検証で提案されている「開門調査」案の農業用水（塩害）への安全配慮などの説明がされた。

高須輪中現場では、河口堰運用に伴う１ｍの長良川の水面上昇による漏水や地下水位上昇対策としての承水路や暗渠排水路の実態を視察した。莫大な費用をかけた万全の対策にもかかわらず、実際、堤脚部では水路壁が膨らみクラックが現れる場所が見られた。改めて河口堰運用の危険性が認識できた。

2017 開門シンポジウムを終え、参加者からは「開門」に向けた情報交換と運動の連帯が確認された。

河口堰の開門調査訴え

市民団体 長良川下流を視察

長良川河口堰（三重県桑名市）の開門調査実現を目指す岐阜市の市民団体などによる現場視察会が３日、長良川下流であり、約30人が参加した。

長良川市民学習会など28団体でつくる「よみがえれ長良川実行委員会」の主催。前日に岐阜市内で開いた「開門シンポジウム」に続き、「開門で塩害は発生するのか」をテーマに河口堰上流部の農業用水取水口などをバスで巡った。

案内役の在間正史弁護士は「冬場の非かんがい期に開門調査することは何の問題もない」と指摘。韓国から参加した洛東江河口堰の開門運動に取り組む非政府組織（NGO）の金敬哲（キムキョンチョル）さん(56)は「洛東江より開放への条件はいい。開放されるべきだ」と訴えた。

一行は1976年の９・12豪雨災害の決壊箇所や福束輪中なども見学し、治水の歴史と合わせ理解を深めた。（堀尚人）

農業用水の揚排水施設前で説明する在間正史弁護士（手前）＝３日午前、海津市海津町

2017/12/4　岐阜新聞

岐阜 13版　2017年(平成29年)12月4日(月)　朝日

河口堰の今 シンポで共有

長良川を視察 ブロック湾曲に驚き

愛知県が検討する長良川河口堰（三重県桑名市）の開門調査をめぐり、2、3両日、岐阜市の長良川国際会議場などで市民団体のシンポジウムが開かれた。韓国や長崎県からも市民や弁護士が参加した。

市民でつくる「よみがえれ長良川実行委員会」の主催。2日は、川漁師が長良川の魅力を語ったほか、同様に環境回復のため河口堰やゲート開放が検討される韓国、長崎県・諫早湾の現状報告があった。約70人が聴講した。

3日は岐阜市から桑名市の河口まで長良川を見て回った。開門して上流の汽水域を回復させた際、周辺土壌の塩害発生の懸念が最大の障害だけに、国の水質監視装置の充実ぶり、田んぼの浸透水を排除する装置などを見た。

海津市の長良川サービスセンター付近の長良川堤防ではコンクリートブロックが約20㍍湾曲したり、外れかかったりしていた。1976年の決壊現場をみた後だけに、驚きの声が上がった。一部補修の跡もあり、講師の今本博健京大名誉教授による と、「艦膨れ」現象とみられる。「河口堰で上流水位を上げたため、水圧で堤防が押されて起きた現象ではないか。放置すると危険だ」と指摘した。（伊藤智章）

波打つ土手のコンクリートブロックを見る参加者。背中の後ろが長良川＝海津市

2017/12/4　朝日新聞